

いじめ総合対策 【第2次】

上 巻 [学校の取組編]



平成29年2月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成 26 年 6 月に成立した「東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」に基づき、同年 7 月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「旧いじめ総合対策」という。）」を策定しました。

この「旧いじめ総合対策」は、都内の全ての公立学校を対象として、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の四つの段階ごとに、学校における具体的な取組を示した内容となっていました。

また、「旧いじめ総合対策」に位置付けられた子供への指導や教職員研修の充実を図るため、東京都教職員研修センターでは、「いじめ防止教育プログラム」を作成しました。

各学校では、平成 28 年度末までのおよそ 3 年間にわたり、「旧いじめ総合対策」や「いじめ防止教育プログラム」に基づき、様々な取組を通していじめ防止等の対策を推進されてきたことと存じます。

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。そのため、「旧いじめ総合対策」には、3 年間の取組の成果と課題を踏まえ、平成 28 年度中にこれを改訂することを明記しました。

このことを踏まえ、東京都教育委員会は、平成 26 年 10 月に、条例に基づき設置された附属機関である「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」に対して、学校における取組の推進状況を検証・評価するとともに、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について審議し答申するよう諮問しました。

これを受けて対策委員会では、2 年間の審議を経て、平成 28 年 7 月に「最終答申」がまとめられたところです。

本書の上巻に示した学校の取組は、この「最終答申」やパブリックコメントとして都民の皆様から頂いた御意見を踏まえて策定されたものとなっています。

また、本書の下巻には「いじめに関する授業」や校内研修の実践事例を掲載しています。

各学校においては、平成 29 年度から 32 年度までの 4 年間、この「いじめ総合対策【第 2 次】」に基づき、改めて、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っていくこととなります。

上下 2 巻からなるこの「いじめ総合対策【第 2 次】」を真に実効性のあるものにしていくのは、各学校における魂のこもった日々の実践と、教職員一人一人の子供に対する熱意にほかなりません。

東京都教育委員会は、今後とも、全ての学校、全ての教職員の真摯な取組を、全力で応援してまいります。

平成 29 年 2 月

東京都教育委員会

上 巻 [学校の取組編]

はじめに

第 1 部

学校の取組

第1章	いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント	8
第2章	四つの段階に応じた具体的な取組	10
	1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～	
	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	14
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	17
	(3) いじめを許さない指導の充実	22
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	25
	(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	29
	2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～	
	(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	31
	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	36
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	38
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	40
	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	45
	3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～	
	(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	49
	(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	52
	(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	53
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	55
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	61
	4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～	
	(1) 重大事態発生の判断	63
	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	66
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	68
	(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	71
	(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告	73
◎	位置付け別 学校の取組一覧	76

第3章 「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況の把握・検証と改訂

- 1 「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況の把握と検証 …………… 80
- 2 「いじめ総合対策【第2次】」改訂のスケジュール …………… 80

参考資料

- ① 「学校いじめ対策委員会」を核とした取組例 …………… 82
- ② 「学校いじめ対策委員会」の取組状況確認項目 …………… 84
- ③ いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト …………… 85
- ④ 「SNS東京ルール」の策定について …………… 86
- ⑤ いじめ発見のチェックシート …………… 89
- ⑥ 生活意識調査 …………… 90
- ⑦ いじめ発見のためのアンケート質問項目例 …………… 94
- ⑧ スクールカウンセラーによる全員面接よくある質問 …………… 95
- ⑨ いじめ防止カード …………… 99
- ⑩ 外部相談窓口周知のためのチラシ …………… 99
- ⑪ いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組 …………… 100
- ⑫ 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項(24.9)・(28.5) …………… 102
- ⑬ 学校において生じる可能性のある犯罪行為等について …………… 104
- ⑭ いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査(平成28年度)
～学校の取組に関する質問項目～ …………… 105

第 2 部 資料

- ◆ いじめ防止対策推進法 114
(平成25年法律第711号 最終改正:平成28年5月20日法律第47号)
- ◆ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 119
(平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)
- ◆ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 120
(平成25年6月20日 参議院文教科学委員会)
- ◆ 東京都いじめ防止対策推進条例 120
(平成26年東京都条例第103号 一部改正:平成28年東京都条例第28号)
- ◆ 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則 122
(平成26年東京都教育委員会規則第17号)
- ◆ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 123
(平成26年東京都教育委員会規則第18号)
- ◆ 東京都いじめ問題調査委員会規則 124
(平成26年東京都規則第103号)
- ◆ 東京都いじめ防止対策推進基本方針 124
(平成26年7月 東京都いじめ防止対策推進条例第9条の規定に基づき策定)
- ◆ いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について 127
- ◆ いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について 138
- ◆ 東京都いじめ防止対策推進条例における
都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係 139
- ◆ 東京都におけるいじめの防止等の対策の概要 140

第3部 いじめ防止のための「学習プログラム」

第1章 「学習プログラム」の概要

第2章 「学習プログラム」の指導内容一覧

第3章 学習プログラム

- 1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成(11事例)
- 2 互いの個性の理解(6事例)
- 3 望ましい人間関係の構築(6事例)
- 4 規範意識の醸成(6事例)

第4部 いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」

第1章 「教員研修プログラム」の概要

第2章 教員研修プログラム

- 1 「いじめ」の定義の確実な理解
- 2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
- 3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
- 4 いじめを生まない環境づくり
- 5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
- 6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
- 7 いじめの早期発見のための情報共有
- 8 いじめの解消に向けて効果のあった取組

第3章 いじめ問題への対応事例

第5部 教材・資料 等

おわりに

本文の記載等に関する注釈

1 「具体的な取組」の位置付けについて

- ◆ 本文 14 ページから 75 ページに記載されている「具体的な取組」は、全ての学校において取り組むべき内容を指す。
- ◆ この「具体的な取組」については、その位置付けに応じて、以下の八つに分類している。

	本文表中の表記	取組の位置付け
①	法による義務規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組
②	法による充実・推進規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組
③	法による必要がある場合の実施規定	「いじめ防止対策推進法」により、必要がある場合に実施するよう示されていたり、例示されていたりする取組
④	全校で実施	「いじめ総合対策」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組
⑤	全校で充実・推進	「いじめ総合対策」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組
⑥	各学校で工夫・改善	「いじめ総合対策」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑦	教職員が工夫・改善	「いじめ総合対策」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑧	必要に応じて実施・例示	「いじめ総合対策」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示したりしている取組

2 「被害の子供」、「加害の子供」、「周囲の子供」について

- ◆ 本文では、平成 26 年 7 月策定の「旧いじめ総合対策」の表現を引き継ぎ、便宜的に、いじめを受けた子供を「被害の子供」、いじめに該当する行為を行った子供を「加害の子供」、いじめが行われていることを見たり聞いたりしていた子供を「周囲の子供」と称している。
- ◆ 学校は、「被害の子供」の受けた苦痛の状況や、「加害の子供」の行った行為の重大性等に応じて丁寧に対応し、いじめの解消を図ることが重要である。この表現をもって、子供を形式的に「被害」「加害」に分け、一律に対応することを意味するものではない。

第 1 部

学校の取組

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、以下の六つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

ポイント1

軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

ポイント2

教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント3

相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させることが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようになるため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

ポイント4

子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たちが自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

ポイント5

保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント6

社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

なお、上記六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

1 未然防止

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ア 魅力ある授業の実現
- イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
- エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- オ 子供と教職員の信頼関係の構築

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- エ 「いじめに関する研修」の実施
- オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

(3) いじめを許さない指導の充実

- ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
- イ 「いじめに関する授業」の実施
- ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- エ 困難に対処できるようにするための指導

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
- イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成
- エ 児童会・生徒会活動による取組
- オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり
- カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
- イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

2 早期発見

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
- イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

- ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
- イ 学級担任等による定期的な個人面談
- ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用
- エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

- ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
- イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
- ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
- イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
- ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）
- エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組
- オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
- カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
- キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施
- ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報
- エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報
- オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
- カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報
- キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

3 早期対応

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 教職員からの報告を受けての対応方針の決定 |
| イ | 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言 |
| ウ | 対応記録のファイリング |
| エ | 解消の確認 |

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

- | | |
|---|---|
| ア | 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例 |
| イ | 継続的な不快や不安を感じる場合、
保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例 |
| ウ | 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、
医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例 |

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

- | | |
|---|--|
| ア | 好意で行った言動への指導例 |
| イ | 意図せずに行った言動への指導例 |
| ウ | 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例 |
| エ | 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例 |
| オ | 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例 |
| カ | 故意で行った暴力を伴う言動への指導例 |
| キ | いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、
継続的に行われている場合等の指導例 |

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

- | | |
|---|---|
| ア | 被害の子供の安全確保と不安解消 |
| イ | 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察 |
| ウ | 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応 |
| エ | いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼 |
| オ | 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等 |
| カ | 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応 |
| キ | 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等 |
| ク | インターネットを通じて行われるいじめへの対応 |

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告 |
| イ | 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援 |

4 重大事態 への対処

(1) 重大事態発生の判断

- ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
- イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
- ウ 重大事態発生の報告

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決
- イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
- ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

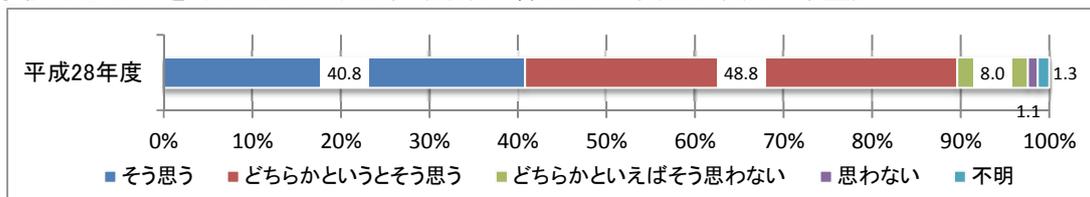
- ア 調査組織の決定と調査の実施
- イ 「不登校重大事態」における調査
- ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
- オ 地方自治体の長による再調査への協力

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

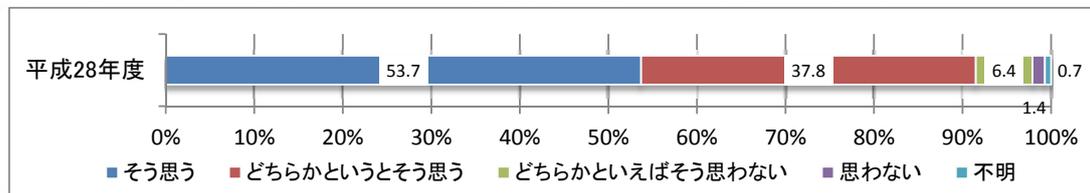
現状と課題

【図表 1】規範意識に関する自己評価

■ 学校のきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校小学校5年生)



■ 学校の規則やきまりを守っていますか。(対象：都内公立中学校2年生)



平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」東京都教育委員会

【図表 2】いじめを行った経験

■ あなたはいじめた経験がありますか。(対象：都内公立学校児童・生徒)

	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%

平成24・25年度「いじめ問題に関する9,400人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

- 【図表 1】の調査では、小・中学生の約9割が、学校の規則等を「守っている」、「どちらかといえば守っている」と回答しているが、【図表 2】の調査では、児童・生徒の50%以上が、「いじめた経験がある」と回答しており、決まりや規則を遵守する指導のみでは、必ずしもいじめの未然防止にはつながらないことを示す結果となっている。
- いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級の実現を追求することが、学校におけるいじめ防止対策の基本となる。
- いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子供との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、子供たちに人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感※1を高めたり、自尊感情※2を育んだりする指導を重視することが大切である。

※1 自己肯定感 自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

※2 自尊感情 自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値のある存在として捉える気持ち

具体的な取組

ア 魅力ある授業の実現

子供たちにとって分かりやすい授業、子供たち同士が話し合い学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。

特に、次期学習指導要領で重視されているアクティブ・ラーニング※3の視点から、深い学び、対話的な学び、主体的な学びの過程を実現する授業を創造する。

また、一人一人の子供が目標をもって、集中して学習活動に取り組めるようにするなど、学習意欲を高めることができる授業への改善を図る。

そのために、教員にとって授業力※4の基盤となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」「統率力」を高め、これらと連動していじめを防止するための指導力を向上させる。

⑦ 教職員が工夫・改善

イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

子供たちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、子供たちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わるようにするために、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。

特に、発達障害を含む障害がある子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供、東日本大震災により被災した子供等、人権上の配慮が必要な子供については、当該の子供の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携しながら、他の子供に対して適切な指導を行う。

さらに、子供たちの規範意識を育むため、教科、道徳、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 【参考】 ○ 人権教育プログラム（学校教育編） 平成29年3月
○ 子供たちの規範意識を育むために 平成27年7月
○ 規範意識の育成に向けて ～都立高校生活指導指針を理解するために～ 平成28年3月

① 法による義務規定

※3 アクティブ・ラーニング 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びを取り入れた学習法の総称。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ディスカッション、グループ・ワーク等が一般的

※4 授業力 教員の資質・能力のうち、特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるもの。構成要素は、本文に記載の三つに加え、「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」「指導と評価の計画」の作成・改善の六つ

ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）

学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する（居場所づくり）。

それらの機会を通して、子供たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする（きずなづくり）。

【参考】 ○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜発展編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター

⑥ 各学校で工夫・改善

エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

特別活動をはじめとした全教育活動を通して、子供たちが、学級・学校や地域・社会の形成者として、よりよい生活を作ろうとしたり、答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。

高等学校段階においては、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」※5において、話し合い活動やグループワークを通して、一人一人が「何を大切に、どのように生き、どのようにして幸せな世の中を築くか」などについて考えられるよう指導する。

【参考】 ○ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 平成 28 年 3 月

⑥ 各学校で工夫・改善

オ 子供と教職員の信頼関係の構築

子供にとって、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。そのために、学校教育相談体制を構築する前提として、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の訴えを受容的・共感的に聴く姿勢を大切にする。

そうした関わりを通して、学校全体に、子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し、子供が不安や悩みを乗り越えて、安心して生活できるようにする。

⑦ 教職員が工夫・改善

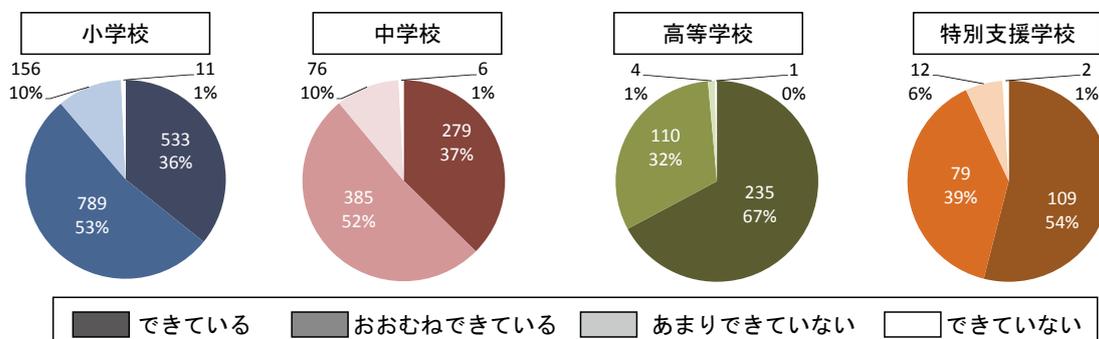
※5 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 都立高等学校全課程及び都立中等教育学校（後期課程で、平成 28 年度から教科「奉仕」に替え、1 単位必修履修で実施する都独自の教科。学習は演習と体験活動から成り、意見交換を通して、自己と異なる他者の意見などを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げることを重視

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

現状と課題

【図表3】「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

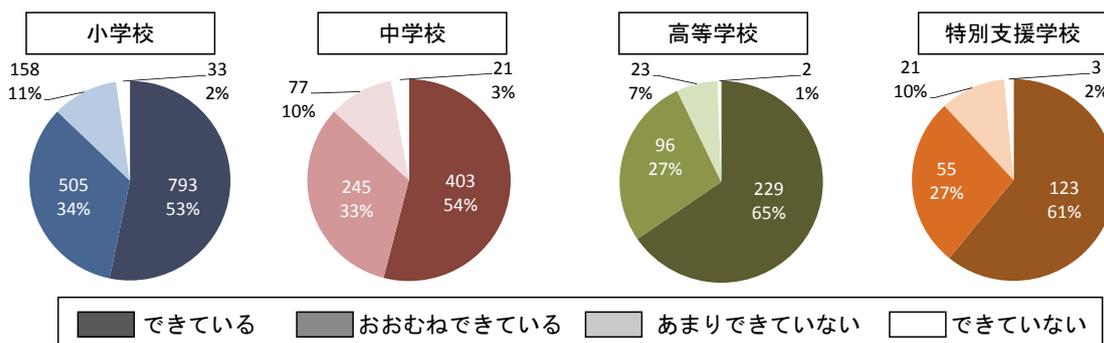
■ あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。（上段：人数、下段：割合）



平成27年9月「『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検」東京都教育委員会

【図表4】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。（上段：人数、下段：割合）



平成27年9月「『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検」東京都教育委員会

- 【図表3】、【図表4】のグラフは、都内全ての公立学校で「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校いじめ対策委員会※6」の設置が完了した翌年度に当たる平成27年度の9月に、全教職員を対象に、チェックリスト形式で自分の取組状況について点検を行った結果である。学校として取組が行われていても、一人一人の教員がその内容を理解し、確実に実践しているとは限らないことが示されている。
- いじめ防止対策推進法では、各学校において、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めることや、いじめ防止等の対策のための組織を置くことが規定されている。各学校は、実効性の高い基本方針を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中核としていじめ防止の取組が組織的に推進されるよう、その役割を明確にし、全教職員の共通理解を図っていかなければならない。
- 全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするために、学校は、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、計画的に研修を行う必要がある。

※6 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医及びその他校長が必要と認める者により構成

具体的な取組

ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようにするため、管理職が、積極的に教職員に声掛けをすることにより、若手を含む全ての教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにし、互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境を醸成する。

⑤ 全校で充実・推進

イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。

「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 法による義務規定

ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示すなどして、教職員はもとより、子供や保護者がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする（特別支援学校を除く。）。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。⇒ 82・83 ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

Q

「いじめ防止対策推進法」では、「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーとして、教職員のほかに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者が挙げられていますが、委員構成はどのように考えればよいですか。

A

心理の専門家としてのスクールカウンセラーは必ず構成メンバーとしてください。その他の関係者については、校長の判断で委員に加えてください。迅速さが求められる場合で、外部の委員等を招集する時間がないときは、会議後に内容を伝えるなどの配慮が必要です。また、いじめの対応の検討会議に、スクールソーシャルワーカーや当該事例の関係者等の参加を求めるなどの柔軟な対応も考えられます。

なお、全都内公立学校に、「学校サポートチーム（教職員のほか、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員等により構成）」を設置していることから、委員会は教職員を中心に構成し、学校サポートチームが、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」を支援できる態勢を構築している学校もあります。

Q

定期的な会議は、どのように設定し、どのような内容について話し合えばよいのでしょうか。

A

いずれの学校でもスクールカウンセラーが「学校いじめ対策委員会」の構成員となっていることから、定期的な会議をスクールカウンセラーの勤務日に設定することが望まれます。ただし、委員全員が参加できないこともあるので、会議の内容を記録しておくことが大切です。

また、「学校いじめ対策委員会」のメンバーが、教育相談、不登校対策、特別支援教育等に関する委員会などのメンバーと一致している学校では、複数の会議を統合する、連続して実施するなど、効率化を図っている例もあります。

定例の会議では、いじめの解決に向けて対応中の事例の経過確認はもとより、ほかにいじめの可能性のある事例はないかなど、十分に確認することが必要です。

① 法による義務規定

「学校いじめ対策委員会」の主な役割等

項目	具体例	留意事項
1 委員の構成	<p><例1> 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等で構成する。</p> <p><例2> 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて、「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p><例3> 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p><例4> いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、学年会、部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める。</p> <p>◆ 教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「対策委員会」に教務主任を入れるなど、委員の構成については、学校の実態等に応じて、編成する。</p>
2 年間活動計画の作成・実施	<p>○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子供対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を策定する。</p> <p>○ 策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。</p>	<p>◆ 年間活動計画を「学校いじめ基本方針」の中に明記するとともに、定期的に「基本方針」が、自校の実態に即して機能しているかを点検する。</p>
3 定例会議の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定し、校長に報告する。</p>	<p>◆ 学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で、いじめ防止の取組の進捗状況を確認する。</p>
4 情報収集・共有	<p>○ 子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生した時など、どんな小さな事例でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。</p>	<p>◆ 教員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを、チャート図等で示すなどの工夫をする。</p>
5 いじめの認知	<p>○ 教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下に、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事例が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合等には、迅速に対応する必要があるため、まず校長が、担任等から報告を受けて対応を指示することもあり得る。</p>
6 対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、校長に報告する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>◆ いじめの事例ごとに、被害や加害の子供及びその保護者に対して、誰がどのように対応するかを決定する。</p>
7 成果検証・「基本方針」改善	<p>○ 学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を基に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	
8 指導・助言	<p>○ 子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。</p>	<p>◆ 特に対応に当たる若手教員等に対しては、「対策委員会」として、きめ細かに助言していく。</p>
9 記録の保管・引継ぎ	<p>○ 全てのいじめの事例について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。</p> <p>○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の子供が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝える。</p>	
10 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>○ 年度当初に定めた成果目標に基づき、学校評価の中で、自校の取組の成果と課題を検証するとともに、評価結果を踏まえ、保護者会や学校サポートチームと連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	<p>◆ 学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付ける。</p>

<「学校いじめ対策委員会」運営上の配慮事項>

- いじめに対して、教職員が一人で抱え込んで対応することがあってはならないが、一人一人が、組織としての判断に基づき、責任をもって対応しようとする意識は必要である。
- いじめへの対応については、組織的対応とともに、迅速さが求められる。緊急の場合等には、いわゆるマニュアルどおりに報告、連絡等が行われないこともあり得る。最終的に、校長が判断できるような報告、連絡体制が確立されていることが大切である。
- 学校におけるいじめ防止対策の立案に全ての教職員が参画できるようにするため、メンバーを固定化させることなく、取組ごとに柔軟に組織を構成できるようにすることも有効である。

エ 「いじめに関する研修」の実施

全ての所属職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、子供の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学校において、**年間3回以上**の校内研修を実施する。

校長は、この研修を通して、所属教職員一人一人が、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。⇒85 ページ

【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- 【参考】
- いじめ問題に対応できる力を育てるために 平成26年2月
 - いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(DVD) 平成25年3月
 - いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

① 法による義務規定

オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。

特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、年度当初等に、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組等について、適切に達成目標を設定しておく。

なお、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の多寡をもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

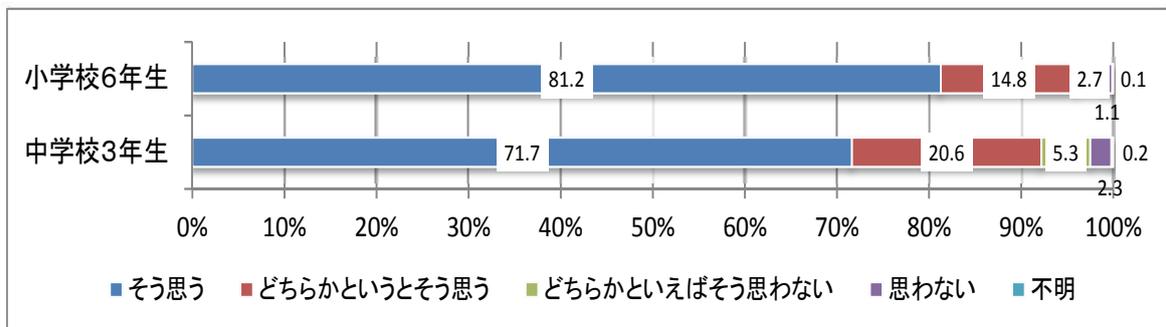
① 法による義務規定

(3) いじめを許さない指導の充実

現状と課題

【図表5】いじめについての認識

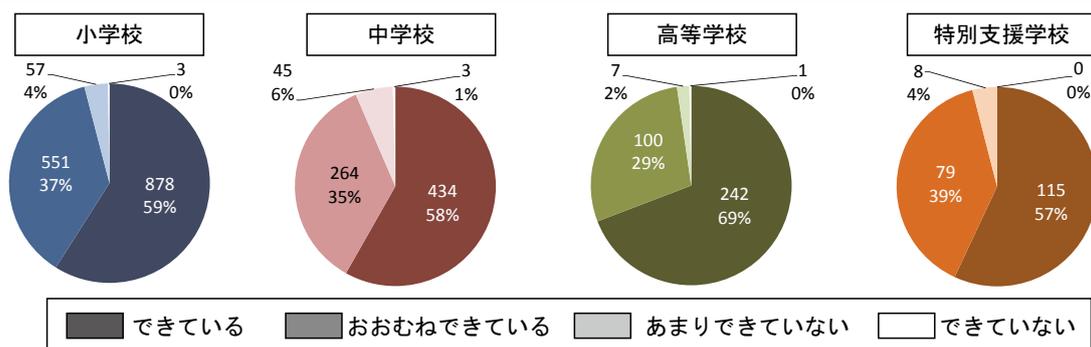
■ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。(対象：都内公立学校)



平成28年度「全国学力・学習状況調査」文部科学省

【図表6】児童・生徒への指導に関する教職員の自己点検（抽出校分）

■ あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、計画的に指導していますか。(上段：人数、下段：割合)



平成27年9月『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検 東京都教育委員会

- 【図表5】の調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか。」という質問に対して、ほとんどの子供が、「思う」又は「どちらかというと思う」と回答している。その一方で、小学校6年生で4%近くが、中学校3年生で8%近くが、「どちらかというと思わない」又は「思わない」と回答している。
- 【図表6】の教職員の取組状況を点検するための調査では、「子供に、いじめは絶対に許されない行為であることを、計画的に指導しているか。」という質問に、若干ではあるが、「あまりできていない」、「できていない」と回答した教職員がいた。
- 各学校は、組織全体で、子供たちに対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動が不愉快なものであったり、許し難いものであったりしても、その相手に対していじめを行う方法で対処してはならないことを理解させ、いじめを起させないようにする指導を、意図的・計画的に行わなければならない。
- 道徳や特別活動はもとより、全教育活動を通じて、子供がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、考えることができるよう、指導を徹底させる必要がある。

具体的な取組

ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

どのような行為がいじめに該当するのか、その行為がどのような犯罪につながっていくかなどを視覚的に示したポスターや、子供たち一人一人が作成した「いじめ防止標語」を掲示するなどして、日常的に、子供たちのいじめ防止への意識を高める。

また、「学校いじめ防止基本方針」の概要をイラストやマップの形式で掲示するなどして、子供たちや保護者等が、学校のいじめ防止の対策について理解できるよう工夫する。

⑥ 各学校で工夫・改善

イ 「いじめに関する授業」の実施

全ての子供に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させる。また、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

さらに、子供がいじめの傍観者にならないようにするため、教職員等への報告、相談など、いじめを止めさせる行動をとることの大切さについて理解させる。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

- 【参考】 ○ いじめ問題に対応できる力を育てるために 平成 26 年 2 月
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(DVD) 平成 25 年 3 月

④ 全校で実施

ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施

子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、必要に応じて、弁護士や行政書士等を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。

具体的には、弁護士会が実施している「法教育プログラム※7」や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などを活用する。

- 【参考】 ○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成 27 年 3 月

⑧ 必要に応じて実施・例示

※7 法教育プログラム 各弁護士会が、所属弁護士を学校に派遣して実施する授業。東京弁護士会の「いじめ予防授業」、第一東京弁護士会の「出張授業」、第二東京弁護士会の「出前授業(デリバリー法律学習会)」、東京三弁護士会多摩支部の「いじめ予防授業」等がある。

エ 困難に対処できるようにするための指導

体育の保健領域、保健体育、学級活動等において、いじめの被害を含む子供を取り巻く様々な問題により、子供が悩みや不安を感じたときに、できるだけ早期に信頼できる身近な大人や友達に相談するなど、ストレスや困難に対処する方法を、適切に指導する。

そうした指導に加えて、友達から悩みや不安を伝えられたときの対応として、まず、話を傾聴し気持ちを受け止めた上で、一緒に保護者や教職員等に相談するよう促すなど、取るべき具体的な行動について、発達段階に応じて指導する。

特に、学期初めなどは、子供が学校生活に適応しづらい状況があることから、始業式や式後の学級での指導等において、全ての子供に対して、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談するよう伝える。

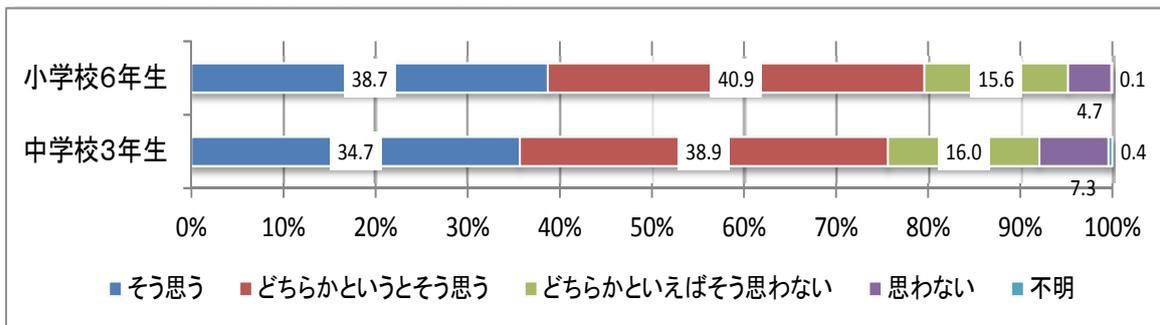
⑤ 全校で充実・推進

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

現状と課題

【図表7】子供たち同士の話合いによる合意形成についての意識

- あなたの学級では、学級会などの時間に友達同士で話し合っって学級のきまりなどを決めていると思いますか。(対象：都内公立学校)



平成28年度「全国学力学習状況調査」文部科学省

【図表8】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

- 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり子供同士の人間関係や仲間づくりを促した(都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合)。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
73.5%	81.8%	24.5%	69.4%	70.5%

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表9】インターネット利用に関するルールづくりの状況

- インターネット利用のルールを決めているか(児童・生徒総数の2%程度[22,792人]を抽出)。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
決めている	73.1%	55.2%	28.9%	49.0%
決めていない	25.0%	44.4%	70.2%	49.7%
無回答	1.9%	0.5%	0.8%	1.4%

平成27年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」東京都教育委員会

- 【図表7】の調査結果から、「友達同士で話し合っって学級のきまりなどを決めていると思うか。」という質問に対して、「思う」又は「どちらかというと思う」と回答した東京都公立学校の子供の割合は、小学校6年生より中学校3年生の方が低くなっていることが分かる。また、小・中学校とも全国の割合を若干下回っている状況である。
- 【図表8】により、学校での指導の実態を見てみると、いじめ問題に対する日常の取組として、「児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり子供同士の人間関係や仲間づくりを促した」と回答した学校は、小・中学校では比較的多いものの、高等学校では一部にとどまっていることが明らかになった。

- さらに、【図表9】は、家庭におけるルールづくりの例として、インターネット利用に関するルールを決めているかを調査した結果である。近年、インターネットを通じて行われるいじめなどの問題が指摘されている中で、校種が上がるごとに、子供のインターネット利用のルールを決めている家庭が少なくなっている現状が見られる。
- 子供たちを取り巻く諸問題を解決するためには、特定の子供たちへの対症療法的な生活指導にとどまることなく、全ての子供たちに働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが必要である。
- 特に、いじめ問題の根本的な解決を目指すためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育むことが不可欠である。

具体的な取組

ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して子供の良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の子供に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

児童会や生徒会が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子供たち相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

⑥ 各学校で工夫・改善

イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにするため、

- ① 子供が「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、それまでの自分の体験などから考えをもつ。
- ② 話し合っって学級の目標を決める。
- ③ 学校全体や校区の小・中学校全体により異学年で編成された班ごとに意見を交流する。
- ④ 一人一人が自分の目標を決める。

などの一連の活動を通して、合意形成と自己決定を重視した取組を行う。

なお、③の班ごとの話し合いについては、例えば、子供のグループに、教職員、保護者、学校運営協議会委員などの地域住民等が加わる方法なども考えられる。

⑥ 各学校で工夫・改善

ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成

学校全体で、いじめ防止に向けた子供の取組が活発に行われるようにするため、取組の推進役を担えるリーダーを育成する。

当該の子供の育成に当たっては、

- 委員会活動として位置付け、NPOが行っているプログラムを活用して指導する。
- 委員会活動とは別にチームを編成し、教職員が当番制で指導する。
- 区市町村教育委員会が、教育課程外に「育成研修」を開設して指導する。

などの方策が想定される。

なお、プログラムの一部に、スクールカウンセラーから指導を受ける時間を設定するなどの工夫も考えられる。

具体的な取組としては、

- ポスター、新聞、ビデオ等の制作
- 休み時間等の巡回、声掛け
- いじめ防止の標語、歌、キャラクター等の募集、決定、周知、啓発
- 「ピア・サポート※8研修」修了者（ピアサポーターに認定）が、困っている子供の相談に応じる

などの事例がある。

⑥ 各学校で工夫・改善

エ 児童会・生徒会活動による取組

全校の子供が所属する児童会や生徒会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるよう、役員等の子供たちのリーダーシップによる主体的な取組を支援する。

その際、役員等一部の子供たちによるイベント的な取組に終わることなく、全ての子供たちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任等が、学級の子供たちに取組を促すなどの指導を行う。

具体的な取組としては、上記ウに示す取組のほか、

- 「学校いじめ防止宣言」の採択、決定
- いじめ相談目安箱の設置
- 「言葉の暴力撲滅キャンペーン※9」の実施
- 「ホワイト・リボン運動※10」の実施

などの事例がある。これらの子供の主体的な取組の内容とその支援の在り方を「学校いじめ防止基本方針」に明記することが望ましい。

⑥ 各学校で工夫・改善

※8 ピア・サポート 子供たちの対人関係能力や自己表現能力等社会に生きる力が極めて不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教師の指導・援助の下に、子供たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を、各学校の実態や課題に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技術）を基に、仲間を思いやり、支える実践活動

※9 言葉の暴力撲滅キャンペーン 相手を傷付ける言葉を使わないようにする呼び掛けを通して、いじめを防止する取組

※10 ホワイト・リボン運動 生徒会が、いじめ防止を呼び掛け、いじめをしないと宣言する子供の署名を集めるとともに、署名した子供のかばん等にリボンを付ける取組

オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり

子供が、スマートフォン等からSNSを利用するためのアプリケーションを用いて行う通信の中で、誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。そのために、平成27年11月に、東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール※11」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりに関する取組を行う。

「学校ルール」については、同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が、話し合っ自分たちが守るべきルールを決めることができるようにするとともに、そのルールを互いに守っていこうとする態度を育む指導を行う。

また、「家庭ルール」については、各家庭において、保護者と子供が話し合っルールを決めることができるよう、保護者に対して啓発を行う。⇒86ページ

④ 全校で実施

カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

コンピュータを使って行う学習を通して、平成28年度中に東京都教育委員会が開発するホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo※12」を活用し、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを行ってしまったときなどに、どのように対処すればよいのかなどについて、子供たちに考えさせる指導を行う。

また、子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携行しているスマートフォン等を通して、日常から、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を行う。

⑤ 各学校で充実・推進

※11 「SNS東京ルール」 都内全公立学校の子供が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成27年度に策定。「一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。」「自宅でスマホを使わない日を作ろう。」「必ずフィルタリングを付けて利用しよう。」「自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。」「送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。」の五つのルールがあり、学校や家庭では、「SNS東京ルール」を踏まえて具体的なルールを定める。

※12 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」 子供が、身近な情報通信機器を用いて、いじめを受けた場合にすぐに相談機関に連絡できるようにするとともに、いじめへの対処の疑似体験を通して、いじめ問題の解決のために主体的に行動しようとする意識や態度を育むことを目的として、平成28年度に、東京都教育委員会が開発したホームページとアプリケーション

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

現状と課題

【図表 10】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

- 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 10】の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知していることが示されている。一方で、その内容について理解を得られるよう、丁寧に説明をすることについては、十分とは言えない学校があることが指摘されている。
- いじめは、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめを未然に防止するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校がいじめ防止のための取組について十分に理解し、子供にとって、身近な大人が、同一の方針で指導したり対応したりできるようにしなければならない。
- 学校は、保護者、地域、関係機関等と、日頃から子供の状況について情報を共有し、気になる様子等が見られたら、双方から積極的にその状況を伝え合うとともに、必要に応じて、それぞれの立場で当該の子供に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておくことが求められる。特に、地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえるよう依頼しておくことが大切である。
- 全ての学校において、保護者会や「学校サポートチーム※13」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得たり協力を依頼したりする必要がある。
- そのためには、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に、保護者や関係機関の意見を反映できる学校評価の方法等を検討することが求められる。

※13 学校サポートチーム 子供の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、子供の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置。校長、副校長、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）等により構成

具体的な取組

ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。

上記の方法により、理解を促進するに当たっては、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、保護者、地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

【いじめ防止対策推進法】

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

① 法による義務規定

イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

子供たちの健全育成上の諸問題に対して、教職員が、保護者、地域、関係機関等と連携・協力して解決を図るための組織として、全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の会議を学期の初め等、定期的で開催して、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する子供たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過等について意見交換を行う。

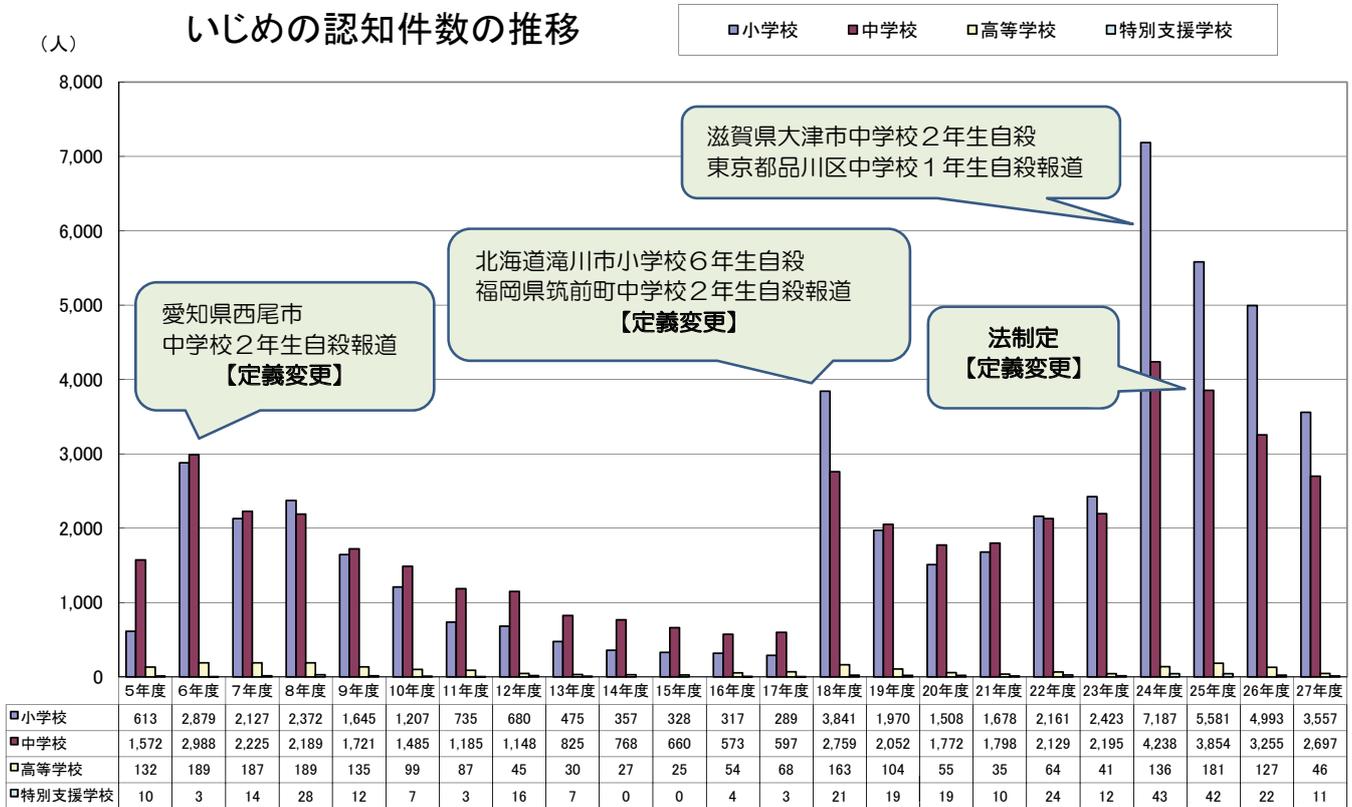
外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」が、教職員の組織である「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築くため、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、「学校サポートチーム」の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

④ 全校で実施

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

現状と課題

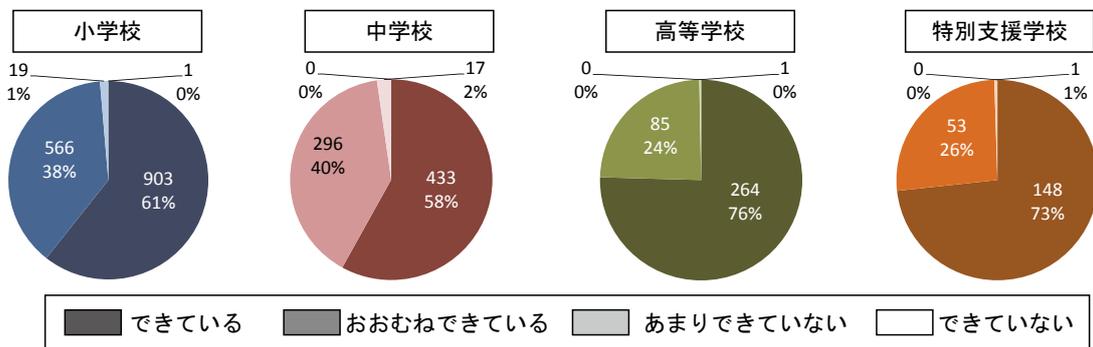
いじめの認知件数の推移



平成5～27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部省・文部科学省)から作成

【図表 12】「いじめ」の認知についての教職員の意識 (抽出校分)

■ あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。(上段：人数、下段：割合)



平成27年9月『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検 東京都教育委員会

- 【図表 11】の結果から、いじめによる自殺等の事例が報道されると認知件数が増加する。しかし、その後減少し、また次の事例により急激に増加する状況が見られる。
- 一方で、【図表 12】の調査結果からは、ほとんどの教職員が、「自分は、法の定義に基づきいじめを認知しようとしている」と認識していることが分かる。

- 学校として、子供同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、その前提として、全ての教職員が、『いじめ』とは、相手の行為により被害の子供が『心身の苦痛』を感じたものをいう。」という「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を正しく理解することが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子供が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当すると理解することが求められている。
- 学校が、初期段階でいじめを認知し対応につなげることができるようにするためには、校内研修等を通じて、「いじめ」の定義について、教員個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る必要がある。
- 保護者、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明する必要がある。あわせて、いじめの件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をしていないことを伝えて、理解を得ることが大切である。
- そうした教職員の共通理解の下、個々のいじめの認知については、教職員から報告を受けた「学校いじめ対策委員会」が改めて定義を踏まえて、いじめであるかどうかを判断することが不可欠である。

具体的な取組

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。

そして、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある（参照：34・35ページ）。

① 法による義務規定

イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知

上記の、手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。

なお、軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の③及び④については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することも考えられる。

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子供が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。

また、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

【いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）】

（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会、同6月20日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

Q

「学校いじめ対策委員会」が、教職員から児童・生徒の気になる様子についての報告を受けるために、その都度、委員を招集すると、迅速に対応できないこともあるのですが、どのような工夫が考えられますか。

A

学校の実態（教職員の構成、規模等）に応じて、「委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後に、委員会で情報共有を図る。」「学年主任とともに、管理職に報告し、管理職が委員会を招集し、伝達する。」など、学校として基本となる報告の流れを決めておきましょう。報告内容や校長からの指示内容を記録する方法を明確にしておくことも大切です。

迅速な報告と対応を第一に考え、例えば、報告を受けた校長が、報告者である学級担任に、直接対応を指示するなど、臨機応変の対応が必要となる場合もあります。

いずれの方法であっても、学校全体で情報共有し、組織的対応を行うために中核となるのがこの委員会です。

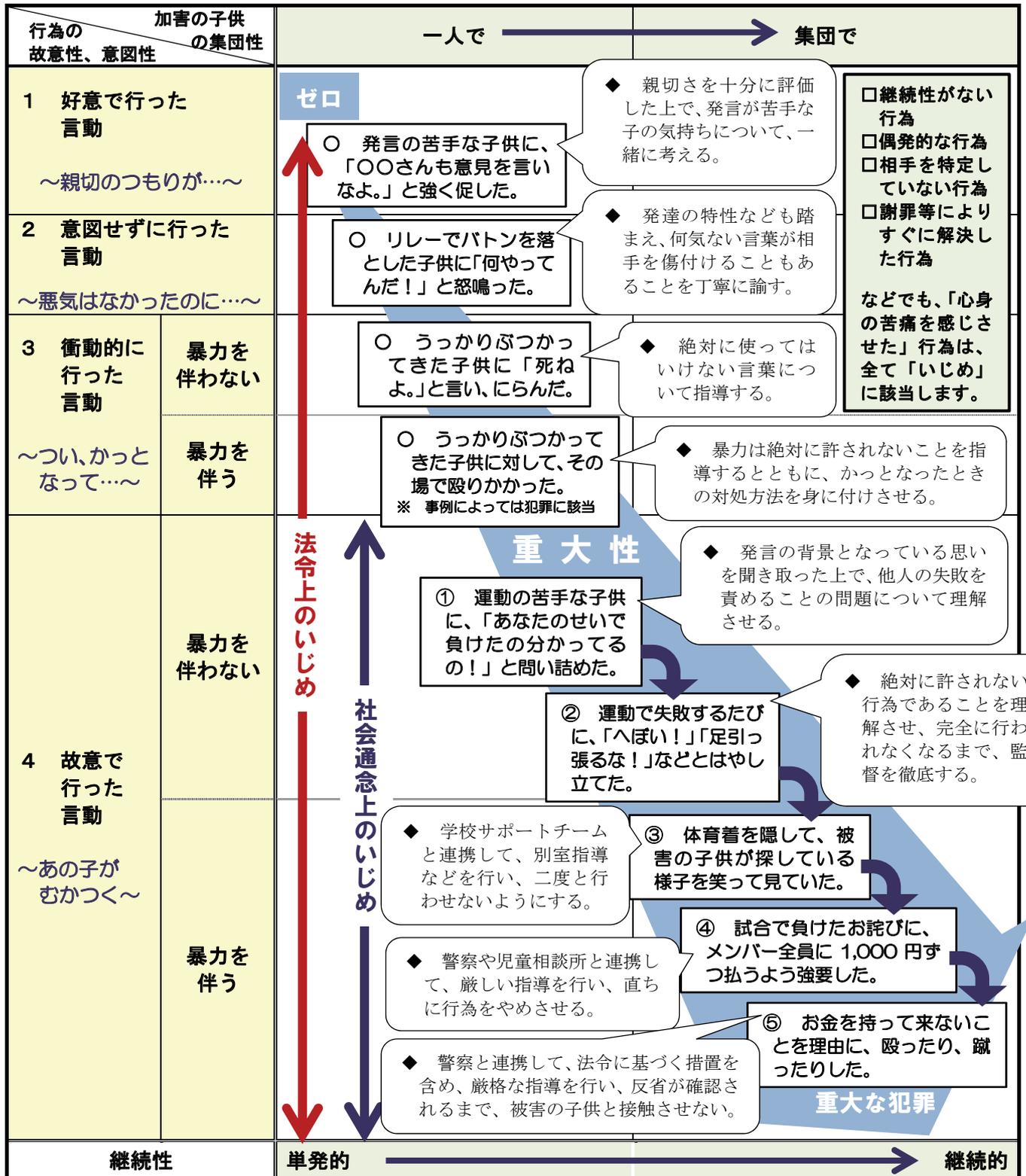
① 法による義務規定

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

● 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和61年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校がいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和61年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	東京都中野区 中学校2年生 自殺	◆ 加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定 ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成6年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県西尾市 中学校2年生 自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表見的・形式的に行うことなく、 被害の子供の立場に立って行うこと を追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成18年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市 小学校6年生 自殺 福岡県筑前町 中学校2年生 自殺	◆ 被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定 ○ 一定の人間関係（「弱者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除） ○ 「継続的に」を削除
平成25年度から （いじめ防止対策推進法の施行に伴う）	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校2年生 自殺 東京都品川区 中学校1年生 自殺	○ 心理的・物理的な 影響 （「攻撃」を変更） ※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成18年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

現状と課題

【図表 13】いじめ発見のきっかけにおける学級担任等教職員の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ（件数及びいじめの認知件数全体に対する割合）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学級担任が発見	772 件 (21.7%)	306 件 (11.3%)	6 件 (13.0%)	1 件 (9.1%)	1,085 件 (17.2%)
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラーを除く)	60 件 (1.7%)	112 件 (4.2%)	6 件 (13.0%)	1 件 (9.1%)	179 件 (2.8%)
養護教諭が発見	10 件 (0.3%)	22 件 (0.8%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	32 件 (0.5%)

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表 14】「いじめ発見のチェックシート」の活用状況

■ 全教職員が、定期的に「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、子供の様子を観察するとともに、「学校いじめ対策委員会」において、結果を集約・分析するなどして、情報を共有している（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
91.2%	87.2%	66.7%	66.7%	86.8%

平成 28 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

- 【図表 13】の調査結果から、学級担任等の気付きによりいじめが発見される事例は、決して多いとは言えない現状が明らかとなっている。
- そうした現状の改善に向けて、【図表 14】から、多くの小・中学校で、「チェックシート」を活用していることが分かる。
- いじめの早期発見は、子供にとって最も身近な学級担任等が、子供の様子の変化に気付き話を聞くなど、子供と教職員との信頼関係に負うところが極めて大きい。
- その上で、定期的な面談や「いじめ発見のチェックシート」を活用した観察等、一人一人の子供の様子を確認する機会を意図的に設定することが重要である。

具体的な取組

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

子供にとって最も身近な教職員である学級担任によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、子供の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの子供との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。

⑦ 教職員が工夫・改善

イ 学級担任等による定期的な個人面談

いじめを含め、子供が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、**年間3回程度**、個人面談を実施する。

面談では、子供に自分のことだけでなく他の子供が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。

また、効果的な面談を実施できるようにするため、スクールカウンセラーは、教員に対し、必要に応じて、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

⑤ 全校で充実・推進

ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用

学校の長期休業明けなどの時期は、子供たちが不安や悩みを抱えやすい時期であるとともに、長期休業日中に、いじめを含む人間関係のトラブル等が生じている可能性があることから、**学期初めに**、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に子供の状況を観察する。

「学校いじめ対策委員会」は、各教員が確認した子供の状況等について情報を集約する。その中で、気になる様子が確認された子供に対しては、速やかに保護者に連絡する。

また、教職員が役割分担をし、改めて多角的に観察したり声掛けをしたりして、いじめを含めその背景を把握する。⇒89ページ

⑤ 全校で充実・推進

エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

いじめのみならず、子供が抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、「学校は楽しいか」、「体調や精神状況はどうか」、「学習の定着や進路に不安はないか」、「家庭や校外での生活に満足しているか」、「人間関係での悩みはないか」等に関して、アンケート形式による「生活意識調査」等を定期的実施する。

この調査の実施に際しては、「いじめ発見のためのアンケート」を兼ねて行ったり、教員による「いじめ発見チェックシート」と同時に行ったりすることにより、一層の効果を高められるよう工夫する。⇒90ページ

⑤ 全校で充実・推進

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

現状と課題

【図表 15】 いじめの発見のための全教職員により組織的な対応の状況

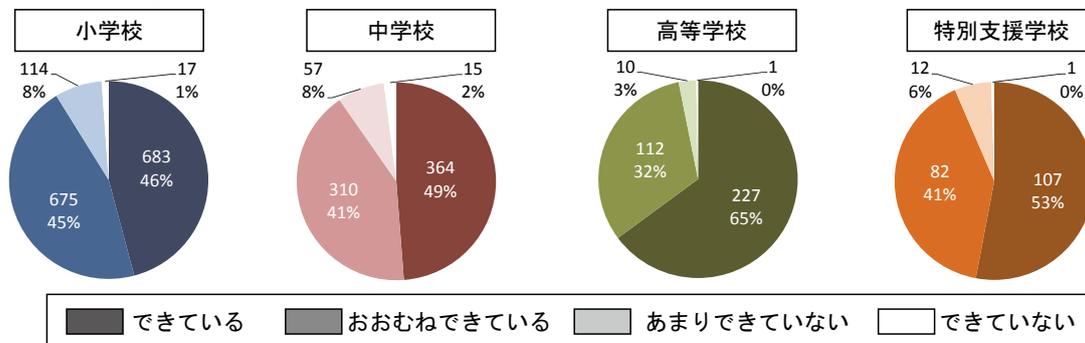
■ 全教職員が分担して、校門や玄関で、登校時の児童・生徒への挨拶を行い、児童・生徒の様子を観察するとともに、気になる様子が見られた場合は、学校いじめ対策委員会等に報告している（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
86.0%	83.2%	67.5%	81.0%	83.1%

平成 28 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

【図表 16】 子供の気になる様子についての情報共有の実態（抽出校分）

■ あなたは、子供の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。（上段：人数、下段：割合）



平成 27 年 9 月『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検」東京都教育委員会

- 【図表 15】 に示す調査の結果から、多くの学校で、全教職員により組織的に子供の様子を観察し、情報を共有する取組が行われていることが分かる。
- 【図表 16】 は、教職員による子供の気になる様子についての報告や情報共有の実態を、教職員自身が評価した結果である。この取組は、全ての学校で全ての教職員が、必ず行わなければならないことである。
- 大人からは見えにくい子供間のいじめを、できる限り初期の段階で発見できるようにするためには、全ての教職員が、輪番制などにより組織的・計画的に、子供の様子を観察し、「学校いじめ対策委員会」を通して気になる状況を共有するとともに、対応方針を協議、決定することが必要である。
- 一人一人の教職員は、子供の様子について少しでも気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的対応につなげるのが求められる。組織的対応の基本は、学校として、教職員がとるべき具体的な行動を明確にしておくこと、そして、全ての教職員が、例外なく定められたとおりに行動することである。

具体的な取組

ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察

学校全体で、いじめの早期発見を目指すとともに、子供たちが、教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにするため、教職員が輪番制などにより、校門や玄関で、登下校時に子供たちへの挨拶を行い、子供の様子をきめ細かに観察する。

また、休み時間の巡回当番表等を作成し、教職員が、毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、子供たちに声掛けをしたりする。

⑤ 全校で充実・推進

イ 一人一人の教職員の気づきを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人一人の教職員は、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。

そのため、学校ごとに、報告・連絡の具体的な手順や方法（気になる度合い別に色分けした付箋等に手書きし、職員室の掲示板に貼っておくなど）を定め、その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなどし、全教職員の共通理解を徹底させる。

校内研修等を通して、全ての教職員が、「仲よし同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」「この程度は、子供たちの日常によくあることだから、報告するには及ばない。」「これから出張だから、週明けに報告しよう。」などの個人的な判断が、重篤な状況につながることもあることを十分に理解できるようにする。

なお、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、「学校いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることに留意する。

【いじめ防止対策推進法】

第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

① 法による義務規定

ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

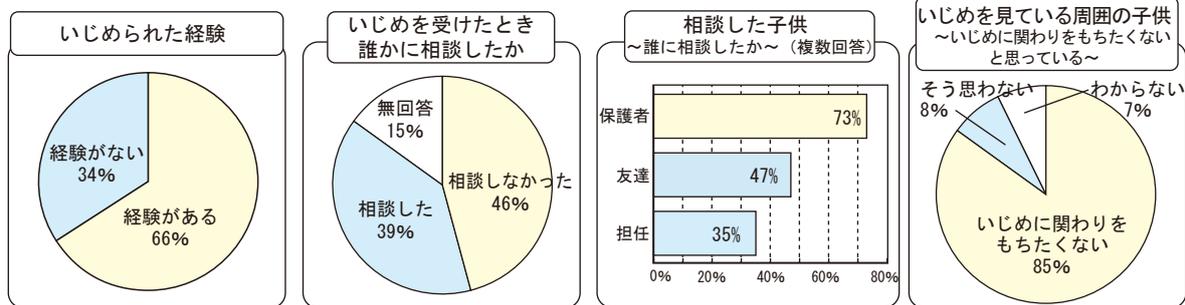
上記イにより確認された子供の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにするため、電子データや紙によるファイリング等、適切な方法で記録する。保管された記録から、次の対応を検討したり、保護者等に対して、正確に対応経過等を伝えたりできるようにする。

④ 全校で実施

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

現状と課題

【図表 17】いじめを受けたときの相談の状況



平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

【図表 18】スクールカウンセラーの全員面接による成果

(該当する学校数の全学校数に対する割合)

	小学校		中学校		高等学校		全校種合計	
	27 年度	26 年度						
① 全員面接により、SCに相談する児童・生徒の実人数が増えた。	68.8	62.9	64.0	65.5	59.1	50.8	66.3	62.2
② 全員面接により、児童・生徒からの訴えが増えた。	65.0	13.0	60.3	18.1	55.7	4.9	62.6	13.4
③ 全員面接により、SCがいじめやいじめの疑いを発見することができた事例があった。	28.2		31.6		5.5		26.7	

平成 26・27 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

- 【図表 17】に示す諸データは、平成 24、25 年度に、児童・生徒から直接の聴き取り等を行って把握した実態である。この結果から、7 割近くの子供がいじめを受けた経験があり、そのうちの半数近くが、誰にも相談していないこと、相談したと回答した子供の中で学級担任に相談した子供は、35%にとどまっていること、いじめに関わりをもちたくないと思っている子供が 85%に上ることなどが明らかとなった。
- 【図表 18】の調査結果から、平成 26 年度から、全ての小・中・高等学校で実施しているスクールカウンセラーによる全員面接（対象：小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生）の成果が明らかとなっている。
- 子供の間で行われるいじめを、学校が確実に把握するためには、被害の子供や周囲の子供が、できる限り早期にいじめの事実を教職員に伝えることができる環境を作ることが、極めて重要である。
- 学校は、スクールカウンセラーを含む全ての教職員による学校教育相談体制を確立していかなければならない。

具体的な取組

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、子供の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は子供や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。

また、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、子供たちに周知・徹底する。

さらに、相談内容については、秘密を守って対応することを伝える。特に、思春期の子供にあっては、相談したことを他の子供には知られたくないという気持ちが強いことを考慮し、日頃から「教職員への相談については秘密を守る」ことを明確にする。実際の相談内容について、教職員間で適切に情報を共有し、相談者が学校に対して不信感をもつことのないよう配慮して対応する。

上記の相談体制、方法等について、学校内に、分かりやすく掲示しておく。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

① 法による義務規定

イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、全ての学校で**年間3回以上**、子供を対象にアンケートを実施する。

具体的な実施方法や質問項目は、子供の実態（発達の段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等）を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な方法を検討して、実施する。

都立学校においては、当該アンケートの保存期間を、**実施年度の末から3年間**（「都立学校共通事案に係る文書等保存期間表」の「その他生活指導に関する資料」に該当）とする。また、区市町村教育委員会は、当該区市町村の「文書管理規則」等に基づき、管下の学校におけるアンケートの実施後の保存期間を定める。⇒94ページ

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

● アンケート有効活用の視点と具体例

	アンケート有効活用の視点	具体例	留意事項
1	実施の意義と限界の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切であることを前提としながら、あくまでもいじめ把握の手だての一つとしてアンケートを実施する。 ○ 教室で行うアンケートでは、担任には知られたくないなどの心理が働く子供もいることを、十分に理解した上で実施する。 ○ 記名式アンケートに何かを記載してきた子供がいた場合、教員は、その子供への対応に終始しがちである。むしろアンケートに書くことができずに悩んでいる子供の中に、深刻な事例があるかもしれないと捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートの実施のみをもって、確実にいじめを把握できるものではないことを理解する。 ◆ 教職員の子供の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。 ◆ 記載がなければ、いじめはないと考えてはならないことに留意する。
2	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校いじめ対策委員会」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討して、全教職員の共通理解の下に実施する。 ○ アンケートを実施した後、その結果について、「対策委員会」等で教員やスクールカウンセラーが、実態把握や対応の在り方を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケート結果に基づく対応等については、経緯及びてん末を記録し、適切に保存する。
3	子供の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さいいじめの芽を把握するために、何がいじめに当たるのかを子供にしっかりと指導し、考えさせてからアンケートを実施する。 ○ 子供が真剣に取り組めるようにするために、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。 ○ アンケートは、いじめを受けている子供を守り抜くために行うことを、実施前に子供たちに明確に伝える。 ○ アンケートに記載した場合には、学校は記載した子供の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを、事前に伝えるなどして、子供が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートが、教員の都合で実施されているという印象を、子供に与えてはならない。アンケートを実施するに当たっての、環境づくりが大切である。
4	質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問項目は、「何か困っていることはありますか。」「(困っていることがある場合は、)誰に相談したいですか。」「(相談したい相手を記入した場合には、)よかったら、連絡先(氏名等を含む)を書いてください。」などとし、子供にとって抵抗のないものに工夫する。 ○ 「友達のこと、見たり聞いたりしたことがあれば書いてください。」等の項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ その時には書けなくても、後日、自分や友達の状況について、教職員に相談に来られるような工夫が必要である。

【アンケート実施に際しての配慮（記名式、無記名式のメリット、デメリット等）】

- 記名式と無記名式とは、それぞれに長所と短所がある。学校や学年の実態によって、方法が異なることもあり得るので、どちらがよいかを一律に論じることはできない。
- 児童・生徒からいじめの実態を聴き取ることを目的とするのであれば、無記名で実施する方がよい。教員が、「名前を書いてもよい。」と補足する方法などが適切である。
- 児童・生徒が正直にアンケートに記載することができるようにするために、例えば、家に持ち帰って、後日封筒等に入れて提出する方法なども考えられる。

ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）

子供が躊躇^{ちゅうちよ}することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象に、年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

全員面接が効率的かつ効果的に実施されるよう、事前に子供に対してアンケートを実施し、その記載を確認しながら面接を行うなどの工夫について、学校の実態に応じて、スクールカウンセラーを含む「学校いじめ対策委員会」で実施方法を協議する。

教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、子供が、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。⇒95ページ

④ 全校で実施（特別支援学校を除く。）

エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組

子供たちや保護者が、ほかの人に知られないように、教職員に相談できるようにするため、「いじめ相談ポスト」を設置したり、「学校いじめ相談メール」を開設したりする。

また、学校ホームページから電子メールにより相談できるようするなど、学校ごとに多様な方法により相談の受付を的確に行う。

⑥ 各学校で工夫・改善

オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用

東京都教育相談センターが設置している 24 時間対応の「東京都いじめ相談ホットライン※14」の電話番号が記載された「いじめ防止カード※15」を子供たちに配布する。その際に、教職員は、「いじめのことで悩んでいたら誰でもいつでもどこからでもここに無料で電話することができる」ことを的確に伝える。

また、同カードに記載されている「『いじめゼロ！』あなたからはじめよう！」を活用し、「いじめられそうになったら」、「もしいじめられたら」、「誰かがいじめられているのを見たら」、「あなたが誰かをいじめているとしたら」のそれぞれの場面ごとに、自分はそのように対処すればよいかを指導したり、考えさせたりする。⇒99 ページ

【いじめ防止対策推進法】

第 16 条第 2 項 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

④ 全校で実施

カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

東京都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して作成している「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、各学期初めの年間 3 回、全ての子供たちに配布するとともに、配布する際には、教職員が、いじめなどの悩みや不安など学校には相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。⇒99 ページ

④ 全校で実施

キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス

コンピュータを使って行う学習を通して、平成 28 年度に東京都教育委員会が開発するホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo（参照：28 ページ）」を活用して、いじめを受けたとき、見たり聞いたりしたときなどに、外部の相談機関に相談することの大切さについて指導する。

また、発達段階に応じ、携行しているスマートフォン等で、このアプリケーションから「東京都いじめ相談ホットライン」に、いつでも無料で電話が掛けられることを周知する。

⑤ 各学校で充実・推進

※14 東京都いじめ相談ホットライン 東京都教育相談センターが、年間を通じ 24 時間体制で、いじめに悩む子供やその保護者等からの相談に応じる専用回線。平成 28 年 4 月からフリーダイヤル化された。

※15 「いじめ防止カード」 東京都教育委員会が、毎年度、全公立学校の子供等に配布。いじめ問題の解決のために自分がどのように行動すればよいかに加え、「東京都いじめ相談ホットライン」の電話番号を記載

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

現状と課題

【図表 19】いじめ発見のきっかけとしての保護者、地域住民、関係機関等の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ（件数及びいじめの認知件数全体に対する割合）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	159 件 (4.5%)	89 件 (3.3%)	1 件 (2.2%)	0 件 (0.0%)	249 件 (3.9%)
地域住民からの情報	5 件 (0.1%)	4 件 (0.2%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	9 件 (0.1%)
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	8 件 (0.2%)	4 件 (0.1%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	12 件 (0.2%)

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 19】の調査結果から、被害の子供の保護者を除くほかの子供の保護者や、地域住民、関係機関等からの訴えにより、いじめ発見につながった事例は極めて少ないことが明らかとなっている。
- 学校は、保護者、地域、警察及び福祉等の関係機関との信頼関係に基づき、多角的な視点から、いじめの実態やいじめにつながりかねない子供たちの状況等について、日常的に情報を共有できる体制を構築しておくことが重要である。
- 今後とも、学校は、保護者、地域、関係機関等の職員等に対して、いじめを含めて、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校まで通報してもらえよう依頼していく。

【いじめ防止対策推進法】

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

具体的な取組

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

保護者が、いじめを含む子供の問題等について、学級担任をはじめとする様々な教職員に対して、いつでも誰にでも相談することができるよう、学校教育相談の体制を整備するとともにその旨の周知を確実に行う。

また、学級担任等による計画的な保護者面談や家庭訪問等を通して、子供が抱えるいじめや他の問題に対して、教職員と保護者との緊密な連携の下に解消を図っていくことができるよう互いの信頼関係を構築する。

【いじめ防止対策推進法】

第9条第4項 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

④ 全校で実施

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施

全小・中・高等学校に配置しているスクールカウンセラー、区市町村等が独自に配置している教育相談員、要請に応じて都立学校に派遣するユースソーシャルワーカー※16、区市町村教育委員会が配置しているスクールソーシャルワーカー※17等が、心理や福祉の専門家として、いじめを含む子供の問題に関する保護者からの相談に応じたり、家庭を訪問して環境改善を働き掛けたりする体制を整備する。また、年度当初の保護者会等の機会に、その役割を伝えるなどして、教員以外の人材への相談方法等について周知する。

⑤ 全校で充実・推進

ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報

PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、早期に学校に通報してもらえるよう、それぞれの組織等の定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築く。

⑤ 全校で充実・推進

※16 ユースソーシャルワーカー 不登校、中途退学等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う福祉や就労に関する専門家。都立学校からの要請に応じて派遣される。

※17 スクールソーシャルワーカー いじめ、不登校等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境等を行う福祉に関する専門家。東京都教育委員会の補助により、区市町村教育委員会が配置している。

エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報

地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に通報してもらえようとする。そのために、各構成員の代表が所属している「学校サポートチーム」の定期的な会議や、それぞれの定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして連携・協力体制を築く。⇒100・101ページ

⑤ 全校で充実・推進

オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

警察・児童相談所等、子供の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的な情報共有や、「学校サポートチーム」の定期的な会議の機会に、情報の提供を依頼するなどして緊密な連携・協力体制を築く。

特に、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、「警察と学校との相互連絡制度※18」及び「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項※19」に基づき、直ちに情報を共有し、連携して対応することができるようにする。⇒102ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

放課後における子供（関係小学生）の様子について把握するため、教職員は、児童館、学童クラブ、放課後子供教室を定期的に訪問する。そして、当該施設の職員と日常的に情報を共有し合うとともに、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、子供の活動の中で、いじめが疑われる場合は直ちに学校に連絡してもらおうよう依頼する。

⑤ 全校で充実・推進（小学校のみ）

※18 警察と学校との相互連絡制度 警察と学校が連携を強化し、子供の健全育成を効果的に推進するため、相互に情報を提供する内容を定めた制度で、平成16年4月に、警視庁と東京都教育委員会が締結し、その後、所轄警察署と区市町村教育委員会が締結

※19 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項 上記連絡制度の実効性を高めるために、警視庁と東京都教育庁が定期的な連絡会議を開催し、その時点での課題を踏まえた重点連携対策等を明確にしたもの

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

東京都教育委員会が関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視※20」や法務局から、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する学校が、東京都教育委員会からその情報を受け取った場合は、直ちに該当すると思われる子供の状況を確認するなどしていじめの早期発見に努める。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第2項 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

② 法による充実・推進規程

※20 学校非公式サイト等の監視 東京都教育委員会が、関係機関と連携して実施している事業で、インターネット上への不適切な書き込みやいじめ等に関わると想定される書き込みが発見された場合は、その内容について連絡を受ける制度。監視結果については、緊急に対応するものがあるもの、学校ですぐに指導する必要があるものなど、書き込み内容の緊急性に応じて、110番通報や都立学校及び区市町村教育委員会等への情報提供を行う。学校においては、この情報に基づき、子供への指導や保護者への注意喚起を行っている。

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

現状と課題

【図表 20】 いじめに対する組織的対応の状況

- 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
99.8%	99.7%	89.0%	92.1%	98.4%

平成 28 年「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

【図表 21】 いじめへの対応に関する情報共有の状況

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
61.8%	73.5%	34.2%	55.6%	62.0%

平成 28 年「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

- 【図表 20】の調査結果からは、多くの学校で、各いじめの事案について、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を協議していることが分かる。
- 【図表 21】の調査からは、記録の保管と情報共有が十分に行われていない実態が見られている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。
- いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにしておくことが大切である。

具体的な取組

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

④ 全校で実施

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事例について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようにする。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当たるなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようにする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

④ 全校で実施

ウ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

④ 全校で実施

エ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした。」「謝罪が済んだ。」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった。」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）の改訂について】
（いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日）

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど、対応を継続する。

④ 全校で実施

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

現状と課題

【図表 22】被害の子供の相談状況

■ 学級担任に相談

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 22】の調査結果から、被害の子供の支援に当たっては、学級担任が果たす役割が極めて大きいことを、改めて確認することができる。
- 学校は、いじめへの解消に向けて、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度に応じて、子供の心情に寄り添い、組織的に対応することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 学級担任が、いじめへの対応を一人で抱え込むことのないようにするためには、「学校いじめ対策委員会」が、方針を協議、決定する。また、同委員会のメンバーが、随時学級担任に助言しながら、組織的対応を行うようにすることが欠かせない。

具体的な取組

ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例

イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合の対応例

ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関 1 回で治療を受ける程度のけがを負った場合の対応例

それぞれの類型に応じて、被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う(参照: 54 ページ)。

保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事例でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

現状と課題

【図表 23】加害の子供への特別な対応

■ 別室指導

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
34.4%	46.9%	60.9%	81.8%	40.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 23】の調査結果からは、加害の子供への指導に当たって、場合によっては別室指導を行っている学校が多くなってきていることが示されている。
- いじめの行為に対しては、加害の子供が意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、故意で行った言動などの加害の子供の自覚性や、暴力の有無など、類型に応じて適切な指導を行い、これらの行為をやめさせることが必要である(参照: 54 ページ)。
- 加害の子供の指導についても、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が適切に機能することが大切である。

具体的な取組

ア 好意で行った言動に対する指導例

イ 意図せずに行った言動への指導例

ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例

エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例

オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例

カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例

キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例

それぞれの類型に応じて、加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する(参照: 54 ページ)。

加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

具体的な取組

未然防止

早期発見

早期対応

重大事態への対応

◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

			加害の子供の行為の重大性の程度			
			低		高	
			好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動	故意で行った言動
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ 心のケア、保護者への連絡 ■ 絶対に使っていない言葉への指導 □ ■ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 ■ 暴力は絶対に許されないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあつたらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、行為への指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあつたらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催
	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 ■ 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 ■ 怒りの対処法指導、保護者との連携	□ 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □ ■ PTAとの連携、地域住民との連携
	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 保護者との連携、外部専門家との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員活用、医療・福祉機関等との連携 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催	□ 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ ■ いじめ対策保護者会開催
重大事態	不登校	通院が必要なけが	□ ■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。			
	入院・ひきこもり	入院が必要なけが				
	自殺企図	後遺症が残るけが				

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

③ 法による必要がある場合の実施規定

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

現状と課題

【図表 24】 重大事態につながらかねない「いじめの態様」

(東京都内全公立学校で認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねない「態様」に該当する件数及び割合 複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをし て叩かれたり、蹴られたりする。	182 件 (5.1)	109 件 (4.0%)	6 件 (13.0%)	1 件 (9.1%)	298 件 (4.7%)
金品をたかられる。	15 件 (0.4%)	37 件 (1.4%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	52 件 (0.8%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊さ れたり、捨てられたりする。	181 件 (5.1%)	174 件 (6.5%)	4 件 (8.7%)	1 件 (9.1%)	360 件 (5.7%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこ とをされたり、させられたりする。	207 件 (5.8%)	145 件 (5.4%)	7 件 (15.2%)	3 件 (27.3%)	362 件 (5.7%)

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表 25】 いじめを受けている時、受けていた時にどう思ったか。

(いじめられた経験があると回答した子供たちのうち、以下の回答をした子供の割合)

学校に行きたくないと思った。	28.1%
死にたいくらいつらかった。	8.5%
眠れなかった。	5.3%
体調不良になった。	6.0%

平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

- 【図表 24】の調査結果から、認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねないとい推測される「いじめの態様」が、毎年度、一定の割合で報告されている。これらのいじめは、いずれも犯罪に該当する場合がある行為であり、決してあってはならない事案である。学校は、いじめの初期段階での発見、対応を徹底させることにより、これらの行為を起こさせないことが不可欠である。
- 【図表 25】は、過去にいじめを受けたことがあると回答した子供たちに、当時の気持ちを尋ねた調査の結果である。
- 上記の結果は、教職員が考えている以上に、いじめを受けた子供が、深刻な打撃を受けていることを推測させるものとなっている。加害の子供が行った行為の外形力の大きさにとらわれず、被害の子供の心身の苦痛に寄り添って、いじめの解決に全力を尽くすことが求められている。
- いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識に立って、学校はいじめの早期発見、早期対応に努める。このことにより、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に規定される「重大事態」(参照: 63 ページ)に至ることなく、いじめ問題の解決を図ることが重要である。

ア 被害の子供の安全確保と不安解消

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子供や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守り抜く姿勢を明確にする。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子供が感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子供の行為が、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子供に対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

④ 全校で実施

イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子供が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子供に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

その際、加害の子供の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

④ 全校で実施

ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子供が逆の状況があったことなどから、被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立って、両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

エ いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA 役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA 役員を招集したり、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

③ 必要に応じて実施・例示

オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有するとともに、登下校時の子供の見守りなどを依頼する。

こうした取組を通して、子供たちが、多くの地域の大人に見守られていることを実感することにより、安心感をもって生活できるようにする。また、いじめなどの反社会的な行為をしてはいけないという意識をもてるように指導する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、毅然とした態度で指導を行う。⇒104ページ

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求める。

なお、学校は、日常から、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にしておき、被害が拡大する前に、適切な対応が行われるようにする。

【いじめ防止対策推進法】

第23条第6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

小学校において、被害の子供や加害の子供が、児童館に通っていたり、学童クラブや放課後子供教室に在籍したりしている場合には、それぞれの組織の職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子供の様子を見守りを依頼する。

子供に気になる様子が見られた場合は、当該組織の職員が、声掛けをしたり、学校の教職員に報告したりして、複層的に被害の子供を守り抜く体制を構築する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、^{ひぼう}誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、^{ひぼう}誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

① 法による義務規定

● インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

● 以下の示す視点には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の視点が、包括されている。

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具体例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめの気持ちがなくても、いじめになってしまうことがあることに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がりが多いことなどの特徴があることを理解させる。
2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ かつては、いじめが家の中で発生するということはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。 ○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けない。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解させる。
3	情報モラルの指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今の子供たちが、ICTの時代に生きていることを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。 ○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、メリットを教える。 ○ インターネットが特別なのではなく、人のいやがることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、いやな思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもたせる指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達段階に応じて、小学校低学年段階から高等学校段階に至るまで、計画的に情報モラルに関する指導を行う。

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

現状と課題

【図表 26】いじめられた子供への特別な対応

■ 当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した件数の割合

(東京都公立学校で認知されたいじめの件数全体に対する該当する件数と割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
8.7%	6.3%	8.7%	0.0%	7.7%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 26】の調査結果からは、いじめられた子供に対して学校が教育委員会と連携して対応した事案は、一部にとどまっていることが分かる。
- いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認を行うとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- また、上記により報告を受けた教育委員会は、学校に対して、必要な支援を行った、必要な措置を講ずることを指示したり、必要な調査を行うことが規定されている。

【いじめ防止対策推進法】

第 24 条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- いじめには、様々な態様や類型があることから、必ずしも教育委員会と連携して対応した件数が多いことを求めるものではない。しかしながら、いじめ防止対策推進法の趣旨の一つは、学校、教育委員会、地方公共団体の長による重層的な責任体制を構築することにある。これを踏まえ、学校は、教育委員会と緊密な連携により、いじめ問題の解決を図ろうとする意識をもつことが大切である。

具体的な取組

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

学校は、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告しなければならない。

一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子供の日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であると推測される。報告のための文書作成に時間がとられることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。

学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。

学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

① 法による義務規定

イ 重大性・緊急性に応じた教育委員会からの支援

学校は、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

また、所管教育委員会からも、学校に対し、人材の派遣等について積極的に指導・助言を行う。

③ 法による必要がある場合の実施規定

(1) 重大事態発生時の判断

現状と課題

- 学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管教育委員会や地方公共団体の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。
- そのためには、全ての教職員が、日頃から、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解していることが求められる。その上で、万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

- 第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）より】

一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、**1回以上**、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみに依拠することなく、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。

同第二号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。

また、子供や保護者から申立てがあつた場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。

調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの結果ではない」などの結論を出すことは絶対にあつてはならない。

【いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。 ○ 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。 ○ 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。 ○ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。 ○ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

① 法による義務規定

イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断

重大事態に係る対処は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

① 法による義務規定

ウ 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）。

この報告書の作成に当たって、所管教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する（教育長から教育委員への報告、地方公共団体の長への報告の在り方については、第一報と文書報告の2段階で行うなど、地方公共団体ごとに、基準を定めておくことが望ましい。）。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第1項 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

① 法による義務規定

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

現状と課題

- いじめ防止対策推進法の第1条には、いじめが、「被害の子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」おそれがあるものという認識に立ち、「児童等の尊厳を保持する」ために、いじめ防止の対策を推進することが、この法律の目的であると示されている。

【いじめ防止対策推進法】

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- 学校や教育委員会は、同法第2条に規定される「いじめ」の定義のうち、重大事態に相当するようないじめについては、被害の子供の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められていると理解しなければならない。
- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態がほかの人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える。」、「元気になった。」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった。」など、表面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

具体的な取組

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

④ 全校で実施

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査（参照：73ページ）の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告することが不可欠である。

④ 全校で実施

ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

不登校に至った子供に対しては、いじめの解消を図ることはもとより、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせるための支援等、子供の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。

その際、当面学校に通うことが困難な状況等が見られる場合には、早期に、各区市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）※21等と連携して上記の支援の実現を目指す。

⑧ 必要に応じて実施・例示

※21 教育支援センター（適応指導教室） 不登校の小・中学生の学校復帰を支援するため、区市町村教育委員会が、学校外に設置している施設。多くの施設では、教科学習、体験活動、自立に向けた対人スキルの習得などに関する指導を行っている。

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

現状と課題

- 加害の生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことのみならず、被害の子供の精神的な苦痛が十分に理解できるよう指導し、二度と同様の行為を行わないよう反省させる必要がある。ただし、重大事態に係る被害の子供の精神的苦痛は、必ずしも加害の子供の行為の重大性にかかわらず生じることもあるため、個々の事例の問題点を明らかにした上で、加害の子供の人権等に配慮した指導を行うことが大切である。
- また、指導に当たっては、形式的な謝罪のみに終わらせることなく、いじめを行った背景を踏まえて、外部人材や関係機関の協力を得て、自分の行為を振り返ることができるようにする。とりわけ、イライラの解消、高ぶる感情の抑制、適切な人間関係づくりなどの方策については、十分に指導や支援を行っていくことが求められる。

具体的な取組

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

子供が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合には、どのように行動すれば、学校のみんなが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

④ 全校で実施

イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

② 法による充実・推進規程

ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 別室での学習の実施

加害の子供に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子供等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子供を、被害の子供が学習する教室以外の教室等で学習させる。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

そのほか、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告※22等の懲戒※23を加える。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、加害の子供（小・中学校段階）の保護者に対して出席停止※24を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該の子供の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

※22 訓告 学校教育法第 11 条に規定された「懲戒」の種類の一つとして、同法施行規則に示されているもの。子供の問題行動等の反省を促し更生を図ることなどを目的として、校長が、子供に対して行う言葉による戒めの処分

※23 懲戒 学校教育法第 11 条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、（中略）児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されており、同法施行規則で、懲戒の種類として、「退学」「停学」「訓告」等が示されている。このうち、学齢児童（義務教育段階）には、「停学」を行うことはできない。

※24 出席停止 学校教育法第 35 条に基づき、性行不良で、他の子供の教育の妨げになる子供の保護者に対して、所管教育委員会が命じる措置。当該教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

現状と課題

- 重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の子供を通して、多くの保護者がその事実を知ることが少なくない。学校は、被害の子供の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて、問題解決に向けた協力依頼をすることが大切である。
- 重大事態が、被害の子供と加害の子供の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の子供や保護者に不安を生じさせるような状況に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受けるなどして、問題を根本から解決させる取組を強力に推進していく必要がある。

具体的な取組

ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決

加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の子供が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、所管教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

前記アのような状況が発生した場合は、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、所管教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム※25」の訪問を依頼する。校長は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

また、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ※26」の派遣を要請し、必要な生徒に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。⇒100・101ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

※25 いじめ等の問題解決支援チーム 東京都教育相談センター内に設置され、保護者の理解が得られないなど、学校だけでは解決が困難ないじめの事例について、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで、学校を訪問し、校長等に助言

※26 専門家アドバイザースタッフ 東京都教育相談センターが、緊急支援として子供の命に関わる事故後に、学校全体の子供への心のケア等を行うために要請に応じて、心理職が学校を訪問し、面接等を実施

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

現状と課題

- いじめ防止対策推進法で定められた「重大事態への対処」は、「重層的な責任体制」を体现するための中核をなす規定となっている。この規定では、発生した重大事態について、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。また、報告を受けた地方公共団体の長は、調査結果について再調査を行うことができることも定められている。
- 学校及び所管教育委員会は、全ての重大事態について、詳細かつ正確に調査を行い、明らかとなった事実を地方公共団体の長に報告しなければならない。
- この調査の目的は、子供が受けた被害の解消と、同種の事態の再発防止である。調査の中で、学校としてのいじめ防止の取組を検証し、課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決すべき方策を示すことが求められる。また、その方策を、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に反映させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築していかなければならない。
- 調査の結果、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合などでも、遡及的に重大事態に該当しない案件となるわけではないことに留意する。

具体的な取組

ア 調査組織の決定と調査の実施

所管教育委員会は、いじめ防止対策推進法に規定された調査を開始するに当たり、当該教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。

教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用することが一般的である。学校は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用することが一般的だが、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

① 法による義務規定

イ 「不登校重大事態」における調査

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項 2 号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成 28 年 3 月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

① 法による義務規定

ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の子供のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

調査終了時における説明では、被害の子供やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 法による義務規定

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

① 法による義務規定

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第 3 項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

① 法による義務規定



位置付け別 学校の取組一覧

第2章では、学校が行うべきいじめ防止のための取組を、四つの段階別に示している。

これらの中には、「いじめ防止対策推進法」で義務として規定されている取組もあれば、この「いじめ総合対策」により、東京都公立学校で必ず行うこととしている取組もある。また、事例ごとに必要に応じて行うべき取組や、学校ごとに工夫して行う取組を例示しているものもある。

ここでは、第2章に掲載した全ての取組を、6ページに記載した「具体的な取組」の位置付け別に、並べ直して列記する。これにより、改めて、位置付けごとに行うべき取組を確認することができる。

① 法による義務規定

「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組

段階	項目	学校の取組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	15
		イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	18
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催	19
		エ 「いじめに関する研修」の実施（年間3回以上）	21
		オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂	21
(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼	30	
2 早期発見	(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進	32
		イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底	33
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築	39
		ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知	41
		イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存（年間3回以上）	41
3 早期対応	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	57
		ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応	59
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告	62
4 重大事態への対処	(1) 重大事態発生の判断	ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解	64
		イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断	64
		ウ 重大事態発生の報告	65
	(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告	ア 調査組織の決定と調査の実施	73
		イ 「不登校重大事態」における調査	74
		ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供	74
		エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告	75
オ 地方公共団体の長による再調査への協力	75		

② 法による充実・推進規定

「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
2 早期発見	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応	48
4 重大事態への対処	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	イ 保護者への説明や協力関係の構築	68

③ 法による必要がある場合の実施規定

「いじめ防止対策推進法」により、必要に応じて実施するよう示されていたり、例示されたりしている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
3 早期対応	(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	◎ いじめの程度に応じた対応 (例)	54
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応	58
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	62
4 重大事態への対処	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	エ 別室での学習の実施	69
		オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援	69
		カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	70

④ 全校で実施

「いじめ総合対策」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(3) いじめを許さない指導の充実	イ 「いじめに関する授業」の実施 (年間3回以上)	23
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり	28
	(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催	30
2 早期発見	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底	39
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	ウ スクールカウンセラーによる全員面接 (小学校5年生、中学校1年生、高校1年生対象 特別支援学校を除く)	43
		オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用	44
		カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知	44
(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施	46	

3 早期対応	(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定	50
		イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言	50
		ウ 対応記録のファイリング	51
		エ 解消の確認	51
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	ア 被害の子供の安全確保と不安解消	56
		イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察	56
4 重大事態への対処	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	66
		イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明	67
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導	68
		イ 保護者への説明や協力関係の構築	68

⑤ 全校で充実・推進

「いじめ総合対策」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり	18
	(3) いじめを許さない指導の充実	エ 困難に対処できるようにするための指導	24
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	オ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発	28
2 早期発見	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	イ 学級担任等による定期的な個人面談	37
		ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用	37
		エ 定期的な「生活意識調査」等の実施	37
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察	39
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス	44
	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施	46
		ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報	46
		エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報	47
		オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供	47
		カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報	47

⑥ 各学校で工夫・改善

「いじめ総合対策」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導(「居場所づくり」と「きずなづくり」)	16
		エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導	16
	(3) いじめを許さない指導の充実	ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり	23
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	ア 互いに認め合う態度を育む取組	26
		イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組	26
		ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成	27
		エ 児童会・生徒会活動による取組	27
2 早期発見	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組	43

⑦ 教職員が工夫・改善

「いじめ総合対策」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	ア 魅力ある授業の実現	15
		オ 子供と教職員の信頼関係の構築	16
2 早期発見	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察	36

⑧ 必要に応じて実施・例示

「いじめ総合対策」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示していたりする取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(3) いじめを許されない指導の充実	ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施	23
3 早期対応	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会(コミュニティスクール委員会)、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼	57
		オ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等)による声掛け、見守り等	58
		キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等	59
4 重大事態への対処	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援	67
		エ 教育支援センター(適応指導教室)等と連携した支援	67
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援	69
	(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決	71
		イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決	71
		ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	72

1 「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況の把握と検証

- 学校が、いじめ防止等の対策を確実に推進し、子供たちが心豊かに安全で安心な学校生活を送れるようにするためには、常に緊張感をもって自校の取組を点検し、不断の検証を行うことが不可欠である。
- 東京都教育委員会は、毎年度6月末日までのいじめの認知件数と「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況を把握するために、「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を実施し、学校における取組の課題を明らかにし、改善策を示していく。
⇒105ページ参照
- また、これに併せて、東京都教育委員会は、学校が組織的にいじめ問題の解決に取り組む、成果を上げた事例を収集し、その取組が多く为学校で共有されるよう情報発信をしていく。
- こうした年度ごとの取組の検証を通して、全ての公立学校の教職員が、対応力や指導力を高め、自信をもっていじめ問題に対峙できるようにする。

2 「いじめ総合対策【第2次】」改訂のスケジュール

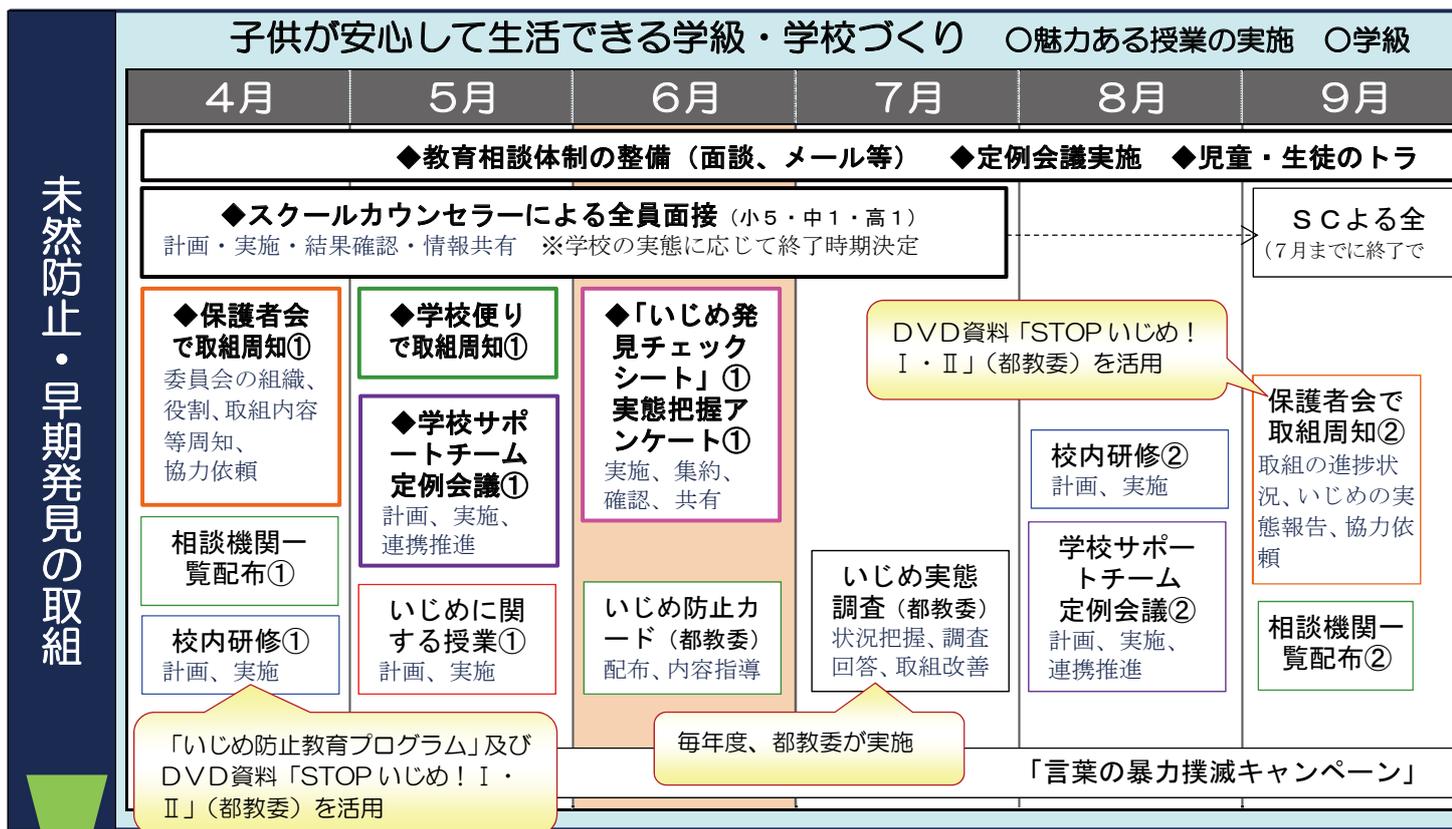
- この「いじめ総合対策【第2次】」は、東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」からの答申を踏まえて、東京都教育委員会が策定したものである。
- 条例の規定では、次の第2期の委員会の委員の任期は、平成28年8月1日から平成30年7月31日までとなっている。また、その後設置予定の第3期の委員会の委員の任期は、平成30年8月1日から平成32年7月31日までとなる予定である。
- これらを踏まえ、以下のスケジュールで、「いじめ総合対策【第2次】」の改訂を行う。

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
「いじめ総合対策【第2次】」の推進・取組状況の検証・改訂	実施 検証 改善	→				「いじめ総合対策【第3次】」
	取組状況調査	取組状況調査	取組状況調査	取組状況調査		
	いじめ問題対策委員会(第2期)による審議	取組の改善に向けた「中間答申」	いじめ問題対策委員会(第3期)による審議	取組の改善に向けた「最終答申」	実施 検証 改善	

参 考 资 料

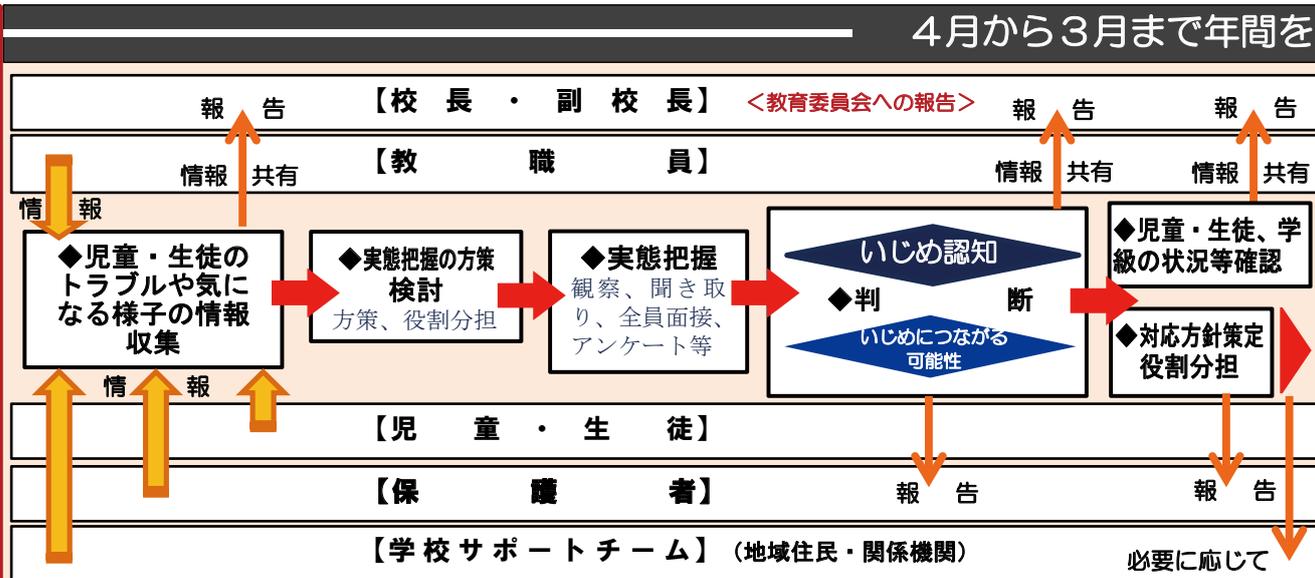
① 「学校いじめ対策委員会」を核とした取組例

～学校の実態（教職員構成、規模等）に応じて、取組内容と役割を明確に！～



未然防止・早期発見の取組

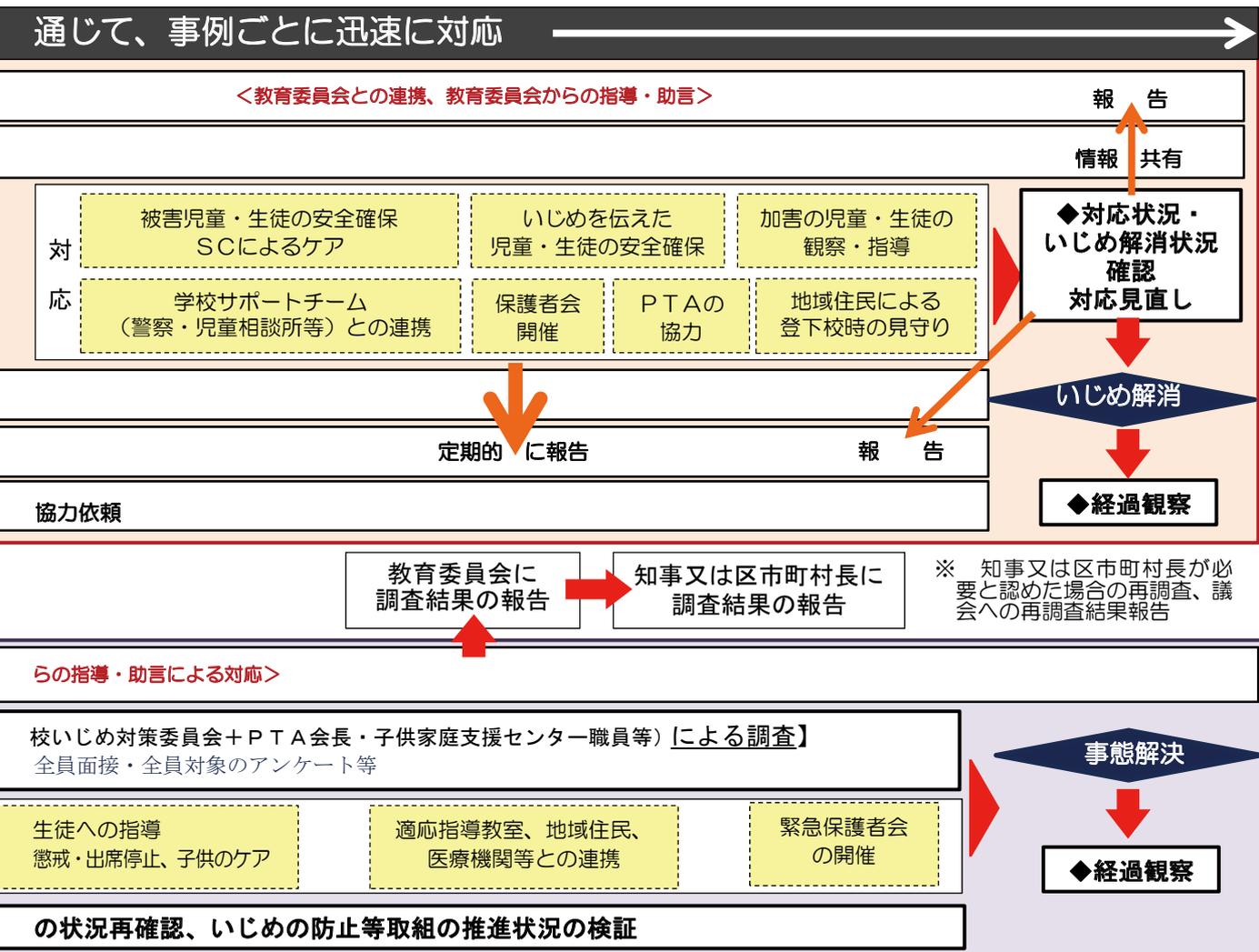
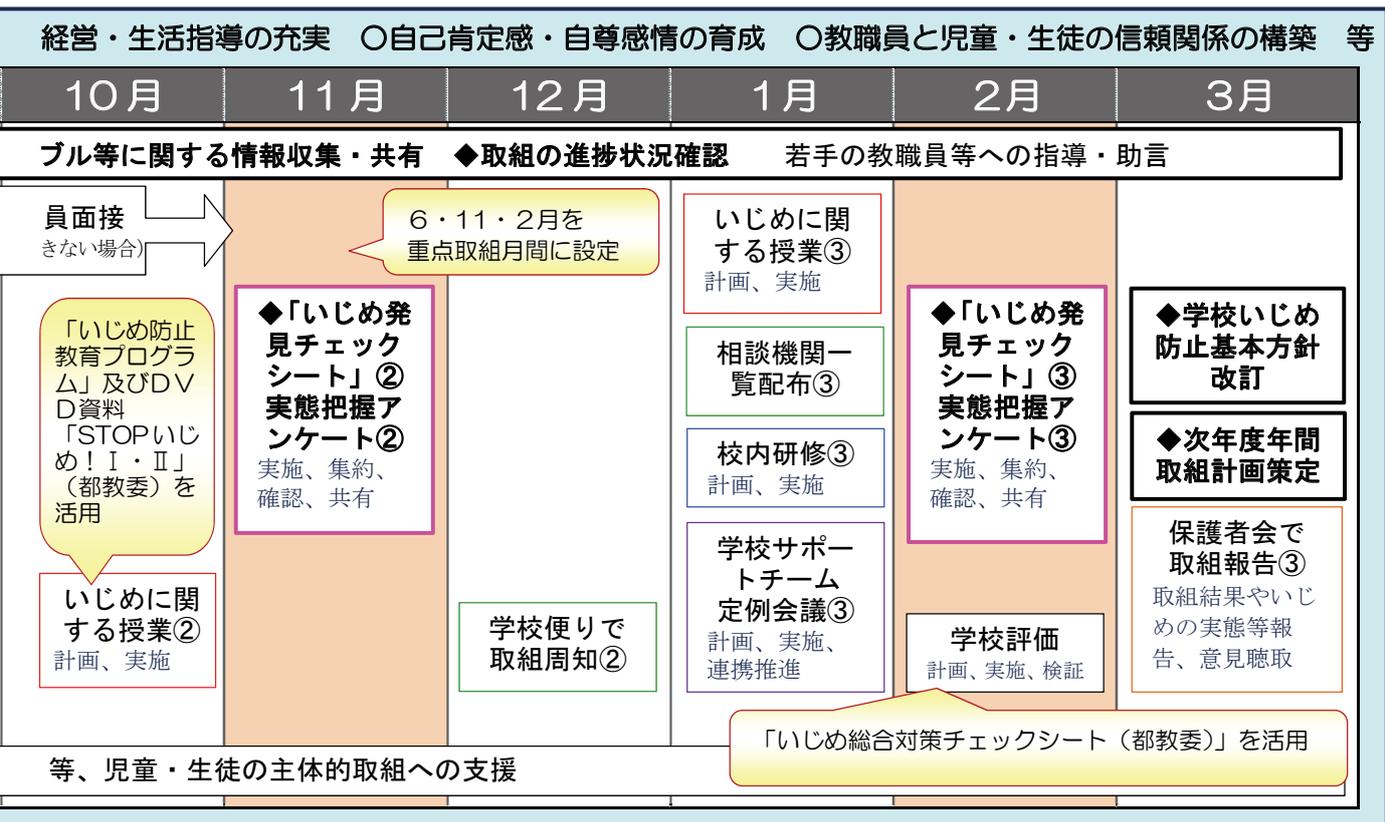
早期対応の取組



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。

※ : 「委員会」が必ず行うべき取組、: 学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）
: いじめの事案ごとに、実態に応じて行うべき取組



「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

② 「学校いじめ対策委員会」の取組状況確認項目

学 校 名	立
-------	---

各取組内容について、提出日現在の状況を回答願います。「未着手」「準備中」「実施」のうちから一つに○を付けてください。

なお、「実施」していない内容に関しては、「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の中で、6月末時点の状況について再調査を行う予定です。

項 目	取 組 内 容	提出日現在の状況		
		未着手	準備中	実施
組織の整備	1 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。			
未然防止・早期発見のための取組	2 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。			
	3 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。			
	4 いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。			
	5 児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。			
早期対応のための取組	6 いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。			
重大事態への対応のための取組	7 いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義 ※ について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。			

※ いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義

() は、「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日[文部科学大臣決定]の記載

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
(例えば○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など)
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。)

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

③ いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト

学校名	
教員名	

◆下記のチェック項目ごとに、現在の自分の取組状況について、「できている」「できていない」のいずれかに○を付けてください。

	チェック項目	できている	できていない
1	あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。		
2	あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。		
3	あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。		
4	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用して、いじめ防止のための取組を伝えていますか。		
5	あなたは、アンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握していますか。		
6	あなたは、自分の勤務している学校で、いじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を、日常の指導に生かしていますか。		
7	あなたは、上司や同僚と、日頃から報告・連絡・相談できる関係を築いていますか。		
8	あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。		
9	あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、教科、道徳、特別活動等を通して、計画的に指導していますか。		
10	あなたは、児童・生徒に対して、どんな些細なことでも悩みや不安がある場合は、担任や他の教職員に相談するよう指導していますか。		
11	あなたは、児童・生徒に対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬ振りせず、必ず教職員に伝えるよう指導していますか。		
12	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、いじめについての相談は、学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えていますか。		

④ 「SNS東京ルール」の策定について

1 「SNS東京ルール」策定の趣旨

都教育委員会は、都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定する。
また、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力に推進していく。

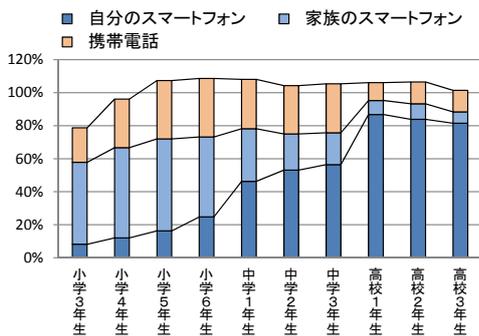
※SNS … ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。ネットワーク上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。(メール、掲示板、無料通話アプリ、ゲーム、画像投稿サービス等)

2 現状

(1) スマートフォン・携帯電話の使用率

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)



⇒ 小学生でもほとんどの児童がSNSを利用可能な状況にある。

(2) ネット利用に関するルールづくりの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)

■家庭等でルールを決めているか

	小学校	中学校	高校	特別支援
決めている	49.4%	31.0%	11.4%	30.6%
決めていない	46.2%	68.2%	88.0%	59.7%
無回答	4.5%	0.8%	0.7%	9.7%

⇒ ルールがない中で、児童・生徒はインターネットを利用している。

■SNSの利用時間について

	小学校	中学校	高校	特別支援
SNSを一日当たり3時間以上利用する	12.0%	19.3%	26.7%	21.6%
SNSを午後10時以降も利用している	8.3%	26.8%	40.0%	13.8%

⇒ 高校生の4人に一人が3時間以上SNSを利用している。
⇒ 年齢が上がると、夜10時以降までSNSを利用している。

(3) SNSによるトラブルの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

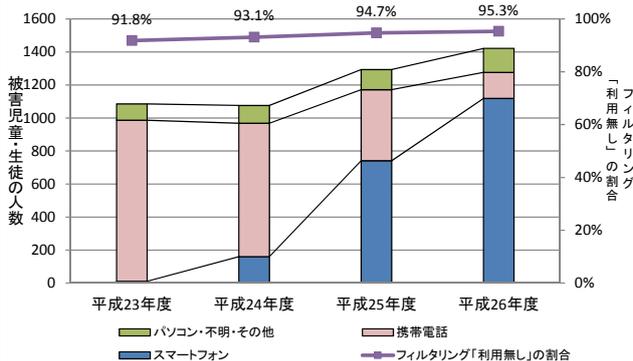
(対象:児童・生徒18,612人)

	小学校	中学校	高校	特別支援
自分の悪口や個人情報を書かれた	3.2%	8.9%	15.4%	8.9%
仲間はずれにされた	2.6%	6.4%	11.9%	5.6%

⇒ 年齢が上がると、トラブルが増加している。

(4) コミュニティサイト等で被害を受けた児童・生徒の状況

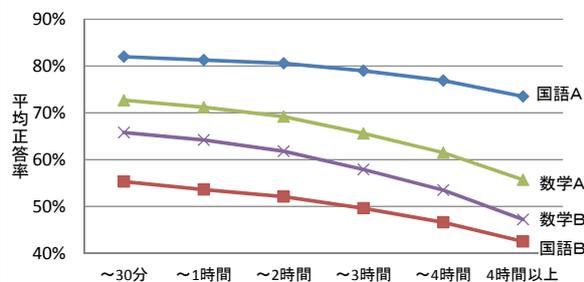
※「平成27年度上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(警察庁)から作成



⇒ 被害児童・生徒の数は年々増加し、約8割はスマートフォンでアクセスしている。
⇒ 被害児童・生徒のうち、約95%はフィルタリングを利用していない。

(5) スマートフォン等の使用時間と学力の関係

※平成26年度「全国学力・学習状況調査(中学校)」(文部科学省)から作成



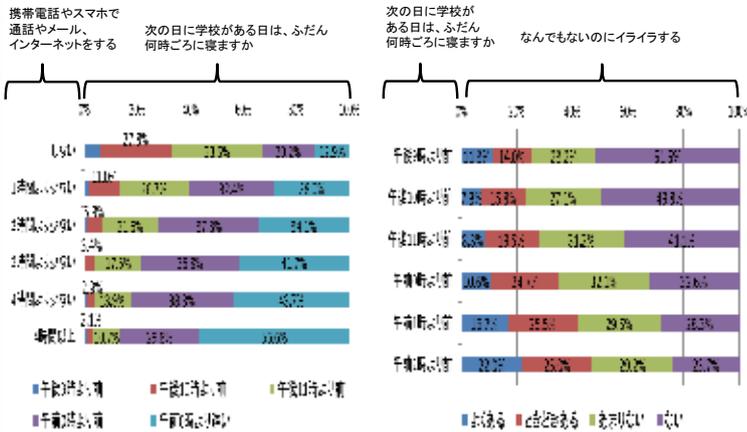
⇒ スマートフォン等を長時間使用している生徒は学力・学習状況調査の正答率が低い。

3 情報機器の長時間使用による健康被害

(1) 情報機器の使用と睡眠の関係

○ 携帯電話・スマートフォンとの接触時間が長い子供ほど、就寝時刻が遅い。
【小・中・高】

○ 就寝時刻が遅い子供ほど、自分のことが好きと回答する割合が低く、なんでもないのでイライラすることがあると回答する割合が高い。【小・中】



※「睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査(文部科学省)」(平成27年3月)から作成

(2) 情報機器の使用とブルーライトとの関係

■ブルーライト

・寝る前に1時間、被験者にスマートフォンを見せらう実験を行った結果、青色の光を減少させるメガネを使った人の方が睡眠時間が長く、睡眠の質もよいという傾向
(杏林大学 医学部 古賀良彦 教授)

・被験者にブルーライトがほとんど当たらない部屋、少し含んだ照明の部屋、多く含んだ照明の部屋で夜間過ごしてもらい、メラトニン(体内時計に影響する物質)の変化を測定した結果、ブルーライトを多く含む照明ほどメラトニンの分泌は減少
(九州大学大学院 生理人類学 安河内朗 主幹教授)

(3) インターネット等の長時間利用による健康面の変化(高校生)

- 目が悪くなった 28.0%
- 寝不足になった 26.3%
- 夜なかなか眠れなくなった 13.2%
- 手や指が痛くなった 3.0%

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

4 諸外国の状況

■フランス

「環境のための国家的政策に関する法律」(2010年7月12日)

第L511-5条

・幼稚園、小学校、中学校において、校則で定められた場所以外で授業中に児童・生徒が携帯電話を使用することを禁止

■韓国

「青少年保護法」(2013年9月23日)

第26条 深夜時間帯におけるインターネットゲーム提供時間の制限

・インターネットゲームの提供者は、16歳未満の青少年には午前0時から午前6時までインターネットゲームを提供禁止
※16歳未満の青少年には、ネットにアクセスするために必要なIDが付け与えられない。

※「フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策に関する実態調査研究(内閣府)」から作成

■イギリス

業界団体や公的機関が連携して性的児童虐待等青少年保護

PEGI制度による適正年齢分類(専用ゲーム機からネットワークに接続する際のレーティング審査)を実施

■ドイツ

法により、プロバイダは有害な情報に対するアクセス制限義務

■イタリア

法によりプロバイダは児童ポルノに対するアクセス制限の義務

■インドネシア

情報通信省が、有害情報から子供を守り、教育コンテンツを提供するソフトウェア「PERISAI」を開発

■シンガポール

メディア開発庁が、プロバイダと協働で、「Family Access Network(FAN)」というフィルタリングサービスを提供

※「諸外国における青少年保護のためのインターネット規制と運用(ジェトロ海外事務所)」(2012年2~3月、2013年3月)から作成

5 インターネット利用のルール

(1)「ルールづくり」の呼び掛け状況

平成20年10月9日
子供の携帯電話利用についてのアピール
(東京都教育委員会)

<子供> 家族でよく話し合って、使い方などについてルールをつくるようにしてほしい。
<家庭> 携帯電話を持たせる場合には、よく子供と話し合い、ルールづくりをしてください。

平成26年2月24日

緊急メッセージ(東京都青少年問題協議会)
<子供> 生徒同士で十分に議論して、ケータイ・スマホの自主ルールを作ってください。
<家庭> 子供と十分に話し合い、共通理解のもとに、家庭のルールを作ることが大切です。

平成27年6月

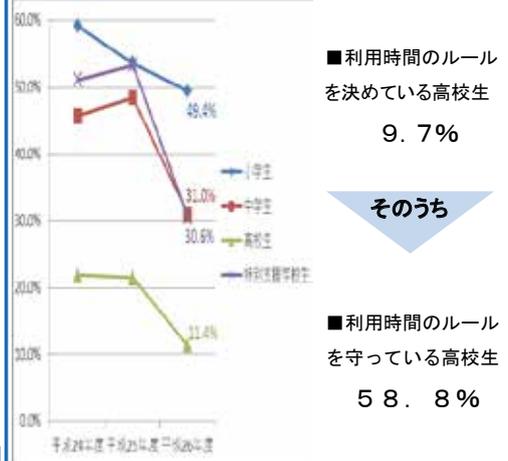
ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること
(内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省)
<家庭> 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。フィルタリングを設定しましょう。



(2) ルールづくりの状況

※児童・生徒がインターネットの利用に関するルールを決めている割合(家庭・学校・友人等)

ルールを定めている割合の推移 → 利用時間に関するルール



※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

(3) ルールづくりへの意識

■ ルールは必要ないと思う高校生 48.5%

【主な理由】

- インターネットの利用は自己管理するものだから。
- インターネットの利用は個人の自由だと思うから。
- 家庭により生活時間帯が違うため、ルール化できないから。
- 使わない人もいて、一律にルールを決めることはできないから。

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

ルールの必要性和ルールづくりの視点、方法等を周知していくことが重要

⑤ いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる。 | <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 |
| <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。 | <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おどおどとしている。 |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 | <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷などがある。 | <input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 | <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんでいる。 | <input type="checkbox"/> ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 鞆や筆箱等が隠される。 | <input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある。 |
| <input type="checkbox"/> 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。 | <input type="checkbox"/> 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| <input type="checkbox"/> 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。 | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 |

4 言葉・言動

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 | <input type="checkbox"/> 他の子供から言葉掛けをされない。 |
| <input type="checkbox"/> 一人でいたり、泣いていたりする。 | <input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる。 |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が急に多くなる。 | <input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| <input type="checkbox"/> すぐに保健室に行きたがる。 | <input type="checkbox"/> 職員室や保健室の前でうろうろしている。 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない。 | <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。 |
| <input type="checkbox"/> 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 遊びの中に入っていない。 | <input type="checkbox"/> 笑われたり冷やかされたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる。 | <input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない。 |
| <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にしている。 | <input type="checkbox"/> よくけんかをする。 |
| <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。 | |

6 教職員との関係

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教職員と視線を合わせない。 | <input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員と関わろうとせず、避ける。 | |

⑥ 生活意識調査

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 学校が楽しい				
イ みんなで何かをするのは楽しい				
ウ 次の学年も今のクラスでいたい				
エ 授業がよく分かる				
オ 自分の顔やスタイルが好きである				
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある				

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 体がだるい				
イなんとなく、心配だ				
ウ いらいらする				
エ 元気がでない				
オ 疲れやすい				
カ 寂しい				
キ 不機嫌で、怒りっぽい				
ク あまりがんばれない				
ケ 頭痛がする				
コ 気持ちが沈んでいる				
サ 誰かに、怒りをぶつきたい				
シ 勉強が手につかない				

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よくあった	どちらかといえ ばあった	あまり なかった	まったく なかった
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からない問題をあてられた				
エ 家の人が、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかった				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかった				
ク 家の人が、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

		そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまり そうは思わない	そうは思わない
ア あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれる	家族				
	先生				
	友達				
イ あなたが、悩みや不満を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる	家族				
	先生				
	友達				
ウ 普段から、あなたの気持ちを、よく分かろうとしてくれる	家族				
	先生				
	友達				

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうした人はどうしてよいか分からずにとっても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているのを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間1~10回	月に2~3回	今までに1~2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1~4回	月に2~3回	今までに1~2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のようなことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1~4回	月に2~3回	今までに1~2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

⑦ いじめ発見のためのアンケート質問項目例

年 組 性別()

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外でのことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

	いじめに関することについて	ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて (1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。)

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学		
4	校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。		
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどく		
5	お金を 「自分のことについて」と項目を合わせることにより、結果について比較、突合して確認することができる。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。

(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

点線で谷折りにして提出してください。

⑧ スクールカウンセラーによる全員面接よくある質問

平成26年5月1日
東京都教育庁指導部
指導企画課

スクールカウンセラーによる全員面接の実施については、平成26年1月31日付25教指企第1165号『いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）』の実施について」及び25教指企第1354号「スクールカウンセラーによる全員面接の実施について」により、お願いしたところです。

これらの文書の内容について、これまでに学校等から問合せのあった内容と回答をまとめました。

各学校において、参考にしてくださいますようお願いいたします。

Q1 スクールカウンセラーによる全員面接を行う目的は何ですか。

A1 平成25年度に東京都教職員研修センターが実施した「いじめ問題に関する研究」におけるアンケート調査では、いじめられた経験のある児童・生徒の45.6%が、いじめについて相談しなかったと回答しています。

全員面接は、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりを作ることを通して、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることを目的としています。

Q2 小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を全員面接の対象とするのは、どうしてですか。

A2 文部科学省で毎年度実施している「児童生徒の問題行動等調査」の結果等からは、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年で、いじめの認知件数が増加する傾向が見られています。

小学校ではいわゆる高学年に進級した時期、中学校・高等学校では入学したばかりの時期に、全員面接を通して子供たちに安心感をもたせることが、学校におけるいじめ防止等の対応につながっていくと考えます。

なお、児童・生徒数等の実態に応じて、各学校で、その他の学年も全員面接の対象とするなど、工夫して実施してください。

Q3 スクールカウンセラーだけで全員面接を行うと、時間がかかってしまうので、管理職、担任、養護教諭などが、分担して実施することはできますか。

A3 ここでの全員面接は、児童・生徒が、心理や教育相談の専門家であるスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することを目的の一つとしていることから、全員面接を教員等が分担することは、適切ではありません。

Q 4 本市では、東京都公立学校スクールカウンセラーに加えて、別の曜日に市の教育相談員（カウンセラー）が配置されています。2人で分担して、全員面接を実施してもよいのですか。

A 4 心理や教育相談の専門家として、学校に配置されている方であれば、分担して、全員面接を実施することは可能です。

その際は、当該の相談員と連携を十分に図りながら、学校全体で情報を共有するようにしてください。

Q 5 本校には、スクールカウンセラーに加えて、大学で心理学を専攻している学生を配置しています。こうした方に、全員面接や、基準人数を超える児童・生徒数分の全員面接支援スタッフとしての面接をお願いすることはできますか。

A 5 現に大学で心理学を学んでいる学生は、資格等の取得見込者であることが多く、現時点では必ずしも専門性が高いとは言えないと考えます。

これらの方々に、大人から見えにくいじめの未然防止・早期発見を目的として実施する全員面接をお願いすることは、適切ではありません。

Q 6 夏季休業日前までを目途に実施すると示されていますが、本校は児童・生徒数が多いため、この期間中で全員面接を終了することは難しい状況です。いつまでに終わらせればよいのですか。

A 6 全員面接の実施時期としては、原則として年度始から夏季休業日前までを目途に実施すると示しておりますが、児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあり得ると考えています。

各学校において、できる限り早い時期に実施してください。

Q 7 面接を嫌がる児童・生徒がいた場合、どのような対応をすればよいのですか。

A 7 面接を嫌がったり、話をしたがりなかつたりする児童・生徒に対しては、学校と保護者との十分な相談により、時期や時間を変更して実施する、保護者を含めた三者面談を実施するなど、実態に応じて柔軟に対応してください。

なお、そうした児童・生徒に対しては、学校への信頼関係を通して、相談しやすい環境を築くことができるよう、外部機関との連携も含め、継続的に支援を行うことが大切です。

Q 8 実施方法には、定期健康診断（体力測定）等の活用が示されていますが、本校では、昨年度の早い時期に、校医の予定を確認して、健康診断の日程を決めており、スクールカウンセラーの勤務日との調整が難しい状況です。実施方法は、学校で工夫してよいのですか。

A 8 実施方法として示している例は、あくまでも参考として示したものです。年度当初のできるだけ早い時期に実施できるように、各学校において実施方法を工夫してください。

Q 9 全員面接に当たって、事前に、児童・生徒にアンケートや問診票等に必要事項を記入させてから実施しなければなりませんか。また、実施する際には、どのような配慮が必要ですか。

A 9 限られた時間内に、全員面接を効率的に実施するとともに、早急な対応が必要な事例を抽出するための工夫として、個人カード例を示していますが、こうした事前の聞き取りを、必ず実施することを求めるものではありません。
実施する場合には、児童・生徒にとって、記入することが負担にならないよう内容を精選することや、記入された内容について、校内で情報の共有化を図ることが大切です。

Q 10 本校は、全員面接対象の児童・生徒数が基準人数を超えているので、スクールカウンセラーに加えて、全員面接支援スタッフを申請したいのですが、どのようにお願いすればよいのですか。

A 10 全員面接支援スタッフの追加派遣を希望する場合は、定められた様式により、東京都教育相談センターに申請してください。申請に基づき、同センターからは、校種別の基準人数を超える部分について、児童・生徒3人につき1時間を基本として、臨床心理士を派遣します。

その場合、校内での継続的な支援の視点から、可能な限り自校のスクールカウンセラーが、勤務日とは別の日程に来校して面接を行うなどが望ましいと考えております。但し、そうした方法が困難な場合については、東京都相談センターに、人選を含めて派遣を依頼していただくことになります。

Q 11 本校のスクールカウンセラーではない全員面接スタッフが、児童・生徒から、いじめを受けているなどの相談を受けた場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 11 派遣の全員面接支援スタッフに、全員面接の一部をお願いする場合は、スクールカウンセラーはもとより管理職や教育相談担当教員等と十分に連携を図り、確実に情報を共有することが大切です。

当該スタッフが、児童・生徒から、いじめ等の相談を受けた場合は、改めてスクールカウンセラーが当該の児童・生徒から話を聞いた上で、教職員が事実確認をするなど、学校として確実に対応してください。

Q 12 グループ面接の人数として、5～8人程度と示されていますが、人数の上限はあるのですか。

A 12 グループ面接の人数の上限を示してはいません。

児童・生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作るという全員面接の目的を踏まえ、学校の実態に応じて、実施していただきたいと考えています。

なお、スクールカウンセラーが、各教室を回って、自己紹介を兼ねて話をすることのみをもって全員面接とする方法などは、適切ではありません。

Q13 本校のスクールカウンセラーは、相談者が多く、毎回予約で一杯な状況です。全員面接を行うことにより、こうした相談に対応できなくなることも考えられますが、こうした場合、どのような工夫が考えられますか。

A13 スクールカウンセラーによる全員面接と日頃の相談対応とのバランスについては、相談状況等の実態に応じて、全員面接を少人数のグループ単位で効率的に実施するなどの方法により、工夫して対応してください。

Q14 本校では、養護教諭が、教育相談の窓口を担当しています。全員面接の日程調整等について、担当者だけに負担が集中しないようにするためには、どのような配慮が必要ですか。

A14 全員面接は、校長の責任の下に学校として実施するものです。直接面接業務に当たるのはスクールカウンセラーですが、その運営、情報共有、その後の対応等については、教職員全体で行うこととなります。

全員面接の円滑な実施のために、当該学年や教育相談を担当する委員会等を中心に、教職員が連携して組織的に対応するよう御配慮ください。

⑨ いじめ防止カード

<p>24時間受付 東京都いじめ相談ホットライン</p> <p>0120-53-8288</p> <p>http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp</p> <p>全国统一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310</p> <p>東京都内から統一ダイヤルにかけるといじめ相談ホットラインにつながります。</p>	<p>東京都 東京都教育相談センター</p> <p>03-3360-8008</p> <p>平日 午前9時から午後9時まで 土日祝 午前9時から午後5時まで その他の時間は、留守番電話で対応します。</p> <p>話してみよう あなたの心配</p> <p>警視庁ヤングテレホンコーナー 03-3580-4970 (平日 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:00)</p> <p>東京都児童相談センター-電話相談室 03-3366-4152 (平日 9:00~21:00 土日祝 9:00~17:00)</p>
---	---

みんなでいっしょに！
「いじめゼロ」宣言！

いじめはぜったいにゆるされません！

いじめのことでなやんだら、だれでも、いつでも、どこでも「東京都いじめ相談ホットライン」に電話してください。

かならず力になります。

「いじめゼロ」！あなたからはじめよう！

- いじめられそうになったら
 - その場からはなれよう。
 - あい手の目を見ながら「やめて」と言って立ちさろう。
 - あんぜんな場しよに行こう。
- もしもいじめられたら
 - いじめからまもってくれる大人（家ぞくや学校の先生、スクールカウンセラー）にそうだんしよう。
 - 友だちにそうだんしよう。
 - いじめがなくなるまで、何度でも、そうだんしよう。
- だれかがいじめられているのを
 - 見たら
 - 学校の先生にすぐにそうだんしよう。
 - いじめられている人をささえてあげよう。
 - ゆう気を出して、いじめを止めよう。
- あなたがだれかをいじているとしたら
 - すぐにやめよう。
 - やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといったふあんなことからやめられないときは、大人（家ぞくや学校の先生）にそうだんしよう。

⑩ 外部相談窓口周知のためのチラシ

区市町村立学校用

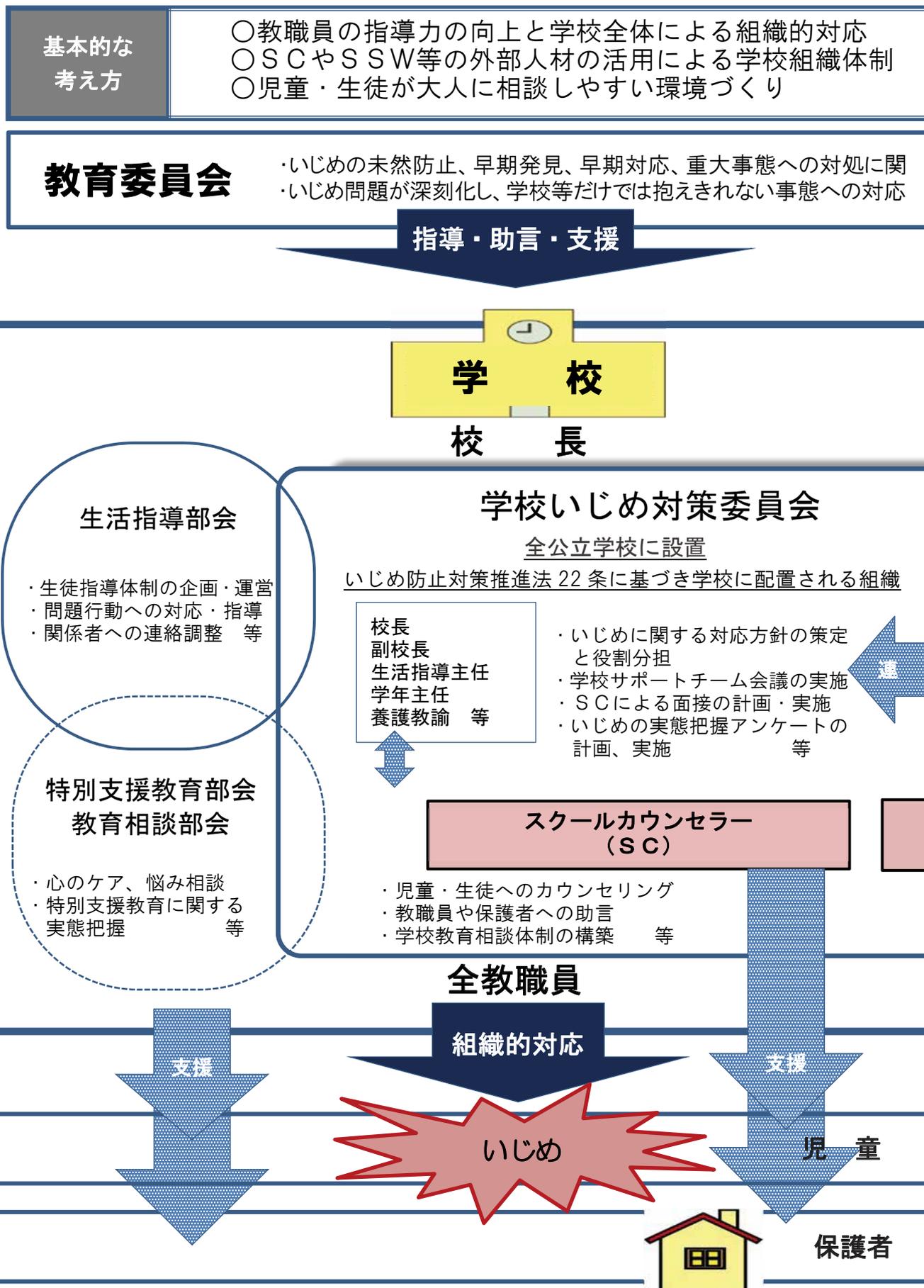
いじめなど、困ったときの相談は…

<p>東京都いじめ相談ホットライン 24時間対応 電話 0120-53-8288</p> <p>東京都教育相談センター 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (開庁日・年末年始を除く。) 電話 03-3360-8008</p> <p>24時間いじめ相談ダイヤル (全国统一ダイヤル) 24時間対応 電話 0120-0-78310</p> <p>東京都児童相談センター (よいこに電話相談) 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く。) 電話 03-3366-4152</p> <p>子供の権利擁護専門相談事業 (話してみよう-東京子供ネット-) 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く。) フリーダイヤル はなして みなよ 電話 0120-874-374</p> <p>警視庁少年相談室 (ヤング・テレホン・コーナー) 平日 8:30~20:00 土日祝日 8:30~17:00 (年末年始を除く。) 電話 03-3580-4970</p>	<p>〇〇〇〇区市町村〇〇〇〇相談所(室)</p> <p>〔区市町村の相談機関名を記載〕</p> <p>電話 〔電話番号を記載〕</p> <p>東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室 月~木 9:30~11:30、13:00~16:30 (祝日、年末年始を除く。) 電話 042-312-8119</p> <p>東京都立中部総合精神保健福祉センター (こころの電話相談) (港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区) 電話 03-3302-7711</p> <p>東京都立精神保健福祉センター (こころの電話相談) (千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域) 電話 03-3834-4102</p> <p>東京都立多摩総合精神保健福祉センター (こころの電話相談) (多摩地区全域) 電話 042-371-5560 平日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く。) ※各センターとも同じ。</p>
--	--

どこへ電話をしても
一番合うところを紹介してあげます。

(平成28年4月)

⑪ いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組



の強化

する指導・助言

都教育相談センター

いじめ等の問題解決支援チーム

委嘱者の中からチームを編成し、要請に応じて結成

弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士、民生児童委員、保護者代表

・解決困難ないじめ等の問題についての学校への助言 等

アドバイザースタッフ

登録者を要請に応じて派遣

【専門家】

心理士
医師 等

・校内研修等への訪問
・生命にかかわる事件・事故後の初期対応等、児童・生徒の心のケアに関する緊急支援 等

【学生】

心理学専攻
教育学専攻 等

・不登校児童・生徒の個別対応
・学校・家庭に派遣し、児童・生徒の話し相手、遊び相手 等

支援

地域・関係機関

学校サポートチーム

全公立学校に設置

問題行動の未然防止、早期解決を図るために学校、地域、関係機関が一体となり、対応

保護者、学校医、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員（スクールサポーター） 等

連携

自治体福祉関係部署
子育て関係部署
保健関係部署
児童相談所
子ども家庭支援センター
警察署
地方法務局
医療機関
就労支援機関
NPO・民間支援機関

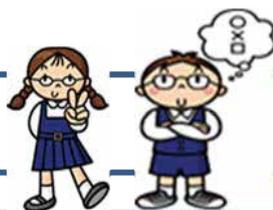
スクールソーシャルワーカー (SSW)

・問題を抱える児童・生徒の環境への働き掛け（家庭訪問等）
・関係機関とのネットワークの構築・連携
・学校におけるチーム体制の支援 等

支援

支援

・生徒



(家庭)

⑫ 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項

平成24年9月10日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

警視庁と東京都教育庁は、東京都内における児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成対策を効果的に推進するため、これまでも相互に連携して諸対策を推進してきたが、今後いじめ等の少年問題に更に的確に対応するため、両者の連携を一層強化し、下記の取組を進めることについて申し合わせる。

記

- 1 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を基本とするが、学校においては、犯罪等の違法行為があれば、早期に警察に相談して対応することとし、特に、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに通報することを徹底する。
警察においては、被害少年や保護者等の意向及び学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとる。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査・補導等の措置を積極的に講じていく。
- 2 1の対応を適切に推進していくため、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」及び「学校と警察との連絡協議会」等を有効に活用し、警察と学校・教育委員会との間の情報交換・協力体制の充実を図る。
- 3 児童・生徒及び保護者、地域住民等に「いじめは、しない」、「いじめは、許さない」といった気運が醸成されるよう、非行防止教室やセーフティ教室、保護者会等において、警察と学校・教育委員会が協力していじめ防止に関する啓発活動を実施する。
- 4 少年問題を潜在化させないために、警察や教育委員会における少年相談や教育相談がより一層活用されるよう、各種相談制度の周知と充実を図る。
- 5 警察における少年相談と教育庁における教育相談との間での必要な情報の共有と、各事案への適切かつ迅速な対応を図るため、教育相談機関等への警察官OBの配置を検討する。

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、関係機関が相互に連携し諸対策を推進した結果、少年非行は6年連続で減少したほか、学校におけるいじめ事案も2年連続で減少するなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、昨今のインターネットやスマートフォン等の普及による情報伝達手段の急激な進歩をはじめ、児童虐待やいわゆる「JKビジネス」の問題など、少年を取り巻く環境が著しく変化していることから、これら諸問題に的確に対応するため、東京都教育庁と警視庁は、より一層の連携強化を図り、下記の事項を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。
- 2 少年のスマートフォン等の保有率が急激に増加している中で、スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりをより一層促進させる。
- 3 近年、警察をはじめ関係機関における児童虐待事案の取扱件数は急激に増加しているが、こうした事案の重篤化を防ぐためには、早期の対応が重要であることから、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取り組みを行う。
- 4 いわゆる「JKビジネス」をはじめとした少年の有害環境について、学校・教育委員会と警察が緊密な連携と情報共有のもと、いわゆる「JKビジネス」等が少年の健全育成を阻害しないよう、社会全体に対する広報啓発など必要な施策を行うとともに、少年がこうしたビジネスで稼働しないよう必要な指導・助言を行う。

⑬ 学校において生じる可能性のある犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

個々の事例について、学校が警察に相談・通報すべきか否かは、いじめ防止対策推進法第23条第6項に示す「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」との規定に鑑み、所管教育委員会からの助言を踏まえるなどして、適切に判断する。

いじめの態様	事 例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	同級生の腹を、繰り返し殴ったり蹴ったりする。	暴 行 (刑法第208条)
	顔面を投打し、あごの骨を折るけがを負わせる。	傷 害 (刑法第204条)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。	暴 行 (刑法第208条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。	強 要 (刑法第223条)
	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)
金品をたかられる。	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。	恐 喝 (刑法第249条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	教科書等の所持品を盗む。	窃 盗 (刑法第235条)
	自転車を故意に破損させる。	器物破損等 (刑法第261条)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	学校に来たら危害を加えると脅す。	脅 迫 (刑法第222条)
	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。	脅 迫 (刑法第222条)
	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
	携帯電話等で、性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)

平成25年5月16日付文科初第246号「早期に警察への相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」に基づき作成

⑭ いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査（平成28年度）
～学校の取組に関する質問項目～

学校番号	校種／課程	設置者	学校名
	選択してください。	マウスで選択してください。↑↓	0

◆ 調査対象期間 平成28年4月1日～平成28年6月30日

いじめ問題への対応に関わる日常的な学校の取組状況	
① 学校いじめ対策委員会の取組状況 【該当している場合、1を入力】	
ア 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。	
イ いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行っている。	
ウ 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。	
エ 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。【特別支援学校は回答対象外】	
オ いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。	
カ 児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的の実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。 【特別支援学校は、児童・生徒の実態によって回答対象外となる場合がある】	
キ いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	
ク いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	
② いじめ問題への対応について学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするための取組	
(1) 各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教職員で共有できるようにするために、どのような工夫をしていますか。【該当に「1」・複数可】	
ア 職員会議や打合せ等を通じて、学校におけるいじめ防止等の対策の具体的な取組について、全教職員で共通実践することについて徹底している。	
イ 職員会議や打ち合わせ等を通じて、各教員が把握したいじめの実態や気になる様子を、学校いじめ対策委員会に伝えることについて徹底している。	
ウ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている。	
エ いじめ等の情報を職員室等で、日常的に話題にしたり、相談し合えるようにするため、教職員同士が互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを推進している。	
オ 全教職員が、定期的に「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、児童・生徒の様子を観察するとともに、学校いじめ対策委員会において、結果を集約・分析するなどして、情報共有をしている。	
カ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	

(2) いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体で取組が行われるようにするために、どのような工夫をしていますか。【該当に「1」・複数可】	
ア 全教職員が分担して、校門や玄関で、登校時の児童・生徒への挨拶を行い、児童・生徒の様子を観察するとともに、気になる様子が見られた場合は、学校いじめ対策委員会等に報告している。	
イ 休み時間等の巡回を、全教職員で行うために、巡回分担表などの計画が作成されている。	
ウ 保護者会や学校便りで、いじめの未然防止や早期発見のための取組を、全教職員で行うことを周知している。	
エ 管理職が、いじめへの対応が学校全体で行われるよう、一人ひとりの教職員への面接等を通じて、日常的に指導・助言を行っている。	
オ 教育課程届の「指導の重点」等に、いじめの未然防止や早期発見のための取組を、全教職員で行うことを明記している。	
カ 学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている。	
キ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	
③ スクールカウンセラーによる全員面接の成果 <特別支援学校は回答対象外>	
(1) スクールカウンセラーに相談する児童・生徒の実人数が増えた。	
(2) スクールカウンセラーに、自分の悩みや不安を相談する児童・生徒の実人数が増えた。	
(3) 児童・生徒の問題行動等に対して、スクールカウンセラーを含めた教職員が、組織的に対応できるようになった。	
(4) 全員面接により、スクールカウンセラーがいじめやいじめの疑いを発見することができた事例があった。	
(5) その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	
④ いじめ問題に関わる校内研修の実施状況(平成28年度中の実施予定も含む。)【該当する項目に「1」を入力】	
(1) 平成28年度に校内研修を3回以上実施することになっていますが、どのような内容を実施していますか。(今後の予定も含む。)【該当するものに「1」・複数回答可】	
ア 定義の正しい理解に基づくいじめの認知の在り方	
イ いじめ問題の見方や考え方	
ウ いじめの未然防止に向けた学校の対応	
エ いじめの早期発見	
オ いじめの早期発見のための情報の共有	
カ いじめの早期発見と校内体制	
キ 保護者・地域との連携	
ク スクールカウンセラーとの連携	
ケ 相談環境の充実	
コ 児童・生徒との効果的な面接の実施	
サ 警察との連携	
シ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	

(2) 使用資料（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】	
ア 「いじめ問題に対応できる力を育てるために（いじめ防止教育プログラム）」（平成26年2月）	
イ 「東京都におけるいじめ防止等の対策」（平成26年度10月）	
ウ 生活指導研修資料「学校いじめ対策委員会の効果的な活用」（平成28年3月）	
エ 生活指導研修資料「いじめを許さない 見逃さない」（平成28年3月）	
オ いじめ防止教材「STOP!いじめII 見つめよう考えよう」（DVD）（平成27年3月）	
カ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」（DVD）（平成25年3月）	
キ プレゼンテーション「いじめ防止に関する校内研修」（平成27年12月 服務事故防止研修と合わせて配布）	
ク 「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成28年3月）	
ケ 「生徒指導提要（文部科学省）」（平成22年3月）	
コ 国立教育政策研究所が作成した資料（「生徒指導リーフ」等）	
サ 区市町村教育委員会が独自に作成した資料	
シ 自校の教職員（管理職を含む。）が作成した資料	
ス 都教育委員会からの通知文（アンケート実施に際しての留意事項等）	
セ 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（平成28年3月）	
ソ 小中学校用指導資料「子供たちの規範意識を育むために」（平成27年7月）	
タ 規範意識の育成に向けて～都立高校生活指導方針を理解するために～（平成28年3月）	
チ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	
(3) 講師の状況（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】	
ア 自校の教員(管理職含む。)	
イ 区市町村教育委員会指導主事等	
ウ 都教育委員会指導主事等（教育相談センター、教職員研修センター含む。）	
エ スクールカウンセラー（区市町村が独自に派遣する心理職も含む。）	
オ 警察職員（スクールサポーターを含む。）	
カ 児童相談所職員	
キ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	

⑤ いじめに関わる授業等の実施状況（今後の予定も含む。）		
(1) 平成28年度にいじめに関する授業を3回以上実施することになっていますが、どのような内容を実施していますか。（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】		
ア	いじめの定義の正しい理解	
イ	いじめ防止対策推進法の内容の理解	
ウ	いじめは絶対に許されない行為であることへの理解	
エ	いじめが犯罪につながる場合があることへの理解	
オ	人権教育の視点に立った違いを認め合うことの大切さ	
カ	望ましい人間関係の構築	
キ	いじめを行わないための気持ちの調整	
ク	いじめを受けた人、他の人のいじめを見た時に信頼できる大人に相談することの大切さ	
ケ	いじめを見て見ぬふりをせず、主体的に行動しようとする意識や態度の育成	
コ	インターネットを通じて行われるいじめの防止	
サ	その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>		
(2) 使用教材（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】		
ア	「いじめ問題に対応できる力を育てるために（いじめ防止教育プログラム）」	
イ	いじめ防止教材「STOP!いじめII 見つめよう考えよう」（DVD）	
ウ	いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」（DVD）	
エ	人権学習教材ビデオ「わかカフェへようこそ」（DVD）	
オ	人権学習教材ビデオ「imagination 想う つながる 一歩ふみだす」（DVD）	
カ	人権学習教材ビデオ「いのちのコトバ」（DVD）	
キ	東京都道徳教育教材集	
ク	「特別の教科 道徳 指導読本」	
ケ	文部科学省「私たちの道徳」	
コ	人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」	
サ	区市町村教育委員会が独自に作成した資料	
シ	自校の教職員（管理職含む。）が作成した資料	
ス	その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>		
(3) 実施区分（今後の予定も含む。） 【(ク)以外は複数回答可】 ※該当するものに「1」を入力		
ア	道徳において実施	
イ	人間の在り方生き方に関する教科「人間と社会」において実施	
ウ	学級活動・ホームルーム活動において実施	
エ	児童会・生徒会活動において実施	
オ	学校行事において実施	
カ	セーフティ教室において実施	
キ	(ア)～(カ)以外で実施	
ク	現時点ではどの時間に実施するか未定だが、今後、実施する予定	
ケ	その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>		

⑥ 保護者会におけるいじめ問題に関わる内容の取扱い状況（今後の予定も含む。）
 【(6)以外は複数回答可】 ※該当するものに「1」を入力

(1) 校長又は副校長による講話	
(2) 生活指導主任による講話	
(3) 学年主任による講話	
(4) スクールカウンセラーによる講話	
(5) いじめ防止教材「STOP!いじめ/STOP!いじめII」の上映	
(6) 現時点では詳細は未定だが、今後、実施する予定	
(7) その他 ※下欄に具体的にお書きください。	

<「その他」の具体的内容>

--

⑦ 以下の諸会議等におけるいじめ問題に関わる内容の取扱い状況（今後の予定も含む。）
 【該当するものに「1」・複数回答可】

(1) 学校評議員定例会・学校運営協議会等	
(2) 「学校サポートチーム」会議	
(3) PTA総会・定例会等	
(4) その他 ※下欄に具体的にお書きください。	

<「その他」の具体的内容>

--

⑧ いじめの未然防止または早期対応のための取組

(1) 貴校において、いじめの防止等の対策のために、「学校いじめ対策委員会」が核となって行っている組織的な取組で、効果が上がっている取組があれば、書いてください。

--

(2) 貴校において、被害の児童・生徒や周囲の児童・生徒が、いじめについて大人に相談しやすい環境をつくるための取組で、効果が上がっている取組があれば書いてください。

--

(3) 貴校において、児童・生徒がいじめを見て見ぬふりをせず主体的に行動しようとする意識や態度の育成のための取組で、効果が上がっている取組があれば書いてください。

--

「SNS東京ルール」の取組について

① 「SNS学校ルール」について

- (1) 【選択回答】「SNS学校ルール」を、1＝策定している。
 2＝これから策定する。
 3＝設置者等が定めた別のルールを「SNS学校ルール」として運用する。

※ 策定とは、決めたルールを、児童・生徒に周知している状態を指す。
 ※ 「SNS学校ルール」については、平成27年12月の説明会（特別支援学校のみ校長会）において、平成27年度中の策定を依頼しています。

- (2) 【(1)で「1」と回答した学校のみ回答】「SNS学校ルール」として策定した名称を書いてください。
 (例 「〇〇学校ルール」等)

--

- (3) 【(1)で「1」と回答した学校のみ回答】貴校の「SNS学校ルール」を書いてください。
 ※ 1項目ごと入力する。

※ 学年等ごとに異なるルールがある場合、行頭に対象を記載する。例 （3年生）

ア	
イ	
ウ	
エ	
オ	
カ	
キ	
ク	
ケ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	

<p>(4) 【(1)で「1」または「2」と回答した学校のみ回答】 貴校の「SNS学校ルール」を策定した月（策定する月）を回答してください。</p> <p>※ 策定とは、決めたルールを、児童・生徒に周知している状態を指す。</p>	
<p>② 「SNS家庭ルール」について</p>	
<p>(1) 【選択回答】「SNS家庭ルール」について、 1 = 策定を依頼した。 2 = これから策定を依頼する。 3 = 設置者等が定めた別のルールを「SNS家庭ルール」として運用する。</p>	
<p>(2) 【(1)で「1」または「2」と回答した学校のみ回答】 貴校の「SNS家庭ルール」の策定することを依頼した月を回答してください。</p> <p>※ 依頼とは、ルールを決めるよう、保護者に周知した状態を指す。</p>	
<p>③ 「SNS東京ルール」等、児童・生徒の情報</p>	
<p>(1) 貴校において、主体的にルールづくりを行う上で、より効果が上がっている取組があれば書いてください。</p>	

第 2 部

資 料

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の实情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるい

じめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の

確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研

究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必

要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

- 第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

- 第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

- 第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

- 第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

- 第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

（学校設置会社の学校に係る対処）

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規

定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要

があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則 (平成26年6月20日法律第76号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第2条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。

三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、

専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。

五 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八 いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

東京都いじめ防止対策推進条例 (平成26年東京都条例第103号)

一部改正：平成28年東京都条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)であって、都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が設置するもの並びに学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)が設置するものうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を

問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。
(都の責務)

第5条 都は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

- 第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
 - 3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置す

る学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

- 第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。
- 2 基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(東京都いじめ問題対策連絡協議会)

- 第10条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
 - 3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)

- 第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。
- 2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
 - 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
 - 4 対策委員会は、都立学校(東京都立学校設置条例(昭和39年東京都条例第113号)第1条に規定する都立学校をいう。)において法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。
 - 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、

- 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都いじめ問題調査委員会)

- 第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。
- 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調

査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東京都いじめ問題対策連絡協議会規則（平成26年東京都教育委員会規則第17号）

(趣旨)

- 第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。次条において「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- 一 都、区市町村（特別区及び市町村をいう。）又は学校（条例第2条第3項に規定する学校をいう。）におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（この条において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進に関する事項
- 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される委員30人以

内をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（第8条において「教育長」という。）が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運

営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 (平成26年東京都教育委員会規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。)の教育委員会(次項において「教育委員会」という。)並びに都立学校(東京都立学校設置条例(昭和39年東京都条例第113号)第1条に規定する都立学校をいう。)及び区市町村立学校(次項において「公立学校」という。)のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(次項において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知

り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都いじめ問題調査委員会規則 (平成26年東京都規則第103号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第12条第7項の規定に基づき、東京都いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第4条 委員会は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員3人以上をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を委員会に報告する。

5 前条第1項及び第2項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 部会の会議は出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

7 委員は、前項の規定により公開しないこととされた部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門調査員)

第5条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活文化局において処理する。ただし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項に規定する調査に係る委員会の庶務は、青少年・治安対策本部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都いじめ防止対策推進基本方針

(平成26年7月 東京都いじめ防止対策推進条例第9条の規定に基づき策定)

I 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、

東京都(以下「都」という。)、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

Ⅱ いじめの意義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

Ⅲ いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

Ⅳ いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、都、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて

知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

V 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

(1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第22条）。

(2) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、学校の設置者等と連携して、「未然

防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気
の学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・
体験活動などの推進等による、いじめに向
かない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主
体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防
止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の
向上
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ
(ネット上のいじめも含む。)防止のため
の啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との
緊密な連携・協力 など

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施
等による早期のいじめの実態把握及び児童
・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口
の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共
有 など

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一
人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒及びいじめを知ら
せてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育
を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるい
じめた児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題
として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報
共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念
がある事案についての警察との相談 など

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育
を受けられる環境の確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき
と認められる事案についての警察との連
携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするため
の調査の実施又は学校の設置者が行う調査

への協力

- ・重大事態発生についての教育委員会又は知事
への報告
- ・重大事態の調査結果についての知事の調査
(再調査) への協力 など

VI 都における取組

1 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 (条例第 10 条)

都は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・都、区市町村又は学校におけるいじめの防
止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の
連携に関する事項
- ・その他、いじめの防止等のための対策の推
進に必要な事項

2 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 (条例第 11 条)

東京都教育委員会は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、東京都教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等のための調査研究等、専門
的見地からの審議
- ・都が設置する学校からのいじめの通報相談に
対する、第三者機関としての当事者間の関係
の調整及び解決
- ・都又は区市町村が行ういじめの防止等のた
めの対策への支援
- ・都が設置する学校において重大事態が発生し
た場合における、事実関係を明確にするため
の調査

3 東京都いじめ問題調査委員会の設置 (条例第 12 条)

学校で重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される知事の附属機関「東京都いじめ問題調査委員会」を設置し、法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査 (再調査) を行うことができる。

いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

「東京都いじめ防止対策推進条例」平成26年6月25日 可決・成立 7月2日 公布・施行 (第10・11・12条を除く) 8月1日 施行 (第10・11・12条)
 平成28年4月1日 一部改正施行

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
<p>第一章 (総則)</p> <p>第一条 (目的) この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を定め、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p>第一条 (目的) この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>		
<p>第二条 (定義) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>	<p>第二条 (定義) この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。 3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であって、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>		

いじめ防止対策推進法条文

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等

<p>第三条 (基本理念) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの防止等を行うことを行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。</p>	<p>第三条 (基本理念) いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの防止等を行うことを行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p>第四条 (いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>	<p>第四条 (いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>
<p>第五条 (国の責務) 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>※ 国の責務なので不要</p>
<p>第六条 (地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>第五条 (都の責務) 都は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p>
<p>第七条 (学校の設置者の責務) 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止を講ずる責務を有する。</p>	<p>第六条 (学校の設置者の責務) 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p>第八条 (学校及び学校の教職員の責務) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われているときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>	<p>第七条 (学校及び学校の教職員の責務) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われているときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>

いじめ防止対策推進法全文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
<p>第九条（保護者の責務等） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>	<p>第八条（保護者の責務） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>		
<p>第十条（財政上の措置） 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>		
第二章（いじめ防止基本方針等）		※ 国の基本方針なので不要	
<p>第十一条（いじめ防止基本方針） 文科科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 	<p>第九条（東京都いじめ防止対策推進基本方針） 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。</p>		
<p>第十二条（地方いじめ防止基本方針） 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>		
<p>第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>			

いじめ防止対策推進法本文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第十四条（いじめ問題対策連絡協議会） 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づき地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。</p>	<p>第十条（東京都いじめ問題対策連絡協議会） いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p> <p>二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p> <p>第十一条（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会） 基本方針に基づき都においていじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に應じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。</p> <p>3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第二十八条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以上以内をもって組織する。</p> <p>6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p>

いじめ防止対策推進法全文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第三章（基本的施策）</p> <p>第十五条（学校におけるいじめの防止） 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十六条（いじめの早期発見のための措置） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十七条（関係機関等との連携等） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	

いじめ防止対策推進法全文	
<p>第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に應じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">東京都いじめ防止対策推進条例、対応等</p> <p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p>第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等） 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p>第二十一条（啓発活動） 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>

いじめ防止対策推進法条文	
<p>第四章（いじめの防止等に関する措置）</p> <p>第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十三条（いじめに対する措置） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p> <p>4 学校は、前項の場合において必要があるときは、いじめを行った児童等その他の児童等が受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十四条（学校の設置者による措置） 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十五条（校長及び教員による懲戒） 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十六条（出席停止制度の適切な運用等） 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備） 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	いじめ防止対策推進法条文
<p>※ 第十一条第四項において、都立学校における重大事態については、法を直接適用 区市町村立や私立の学校については、法を直接適用</p>	<p>第五章（重大事態への対応） 第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対応） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に 対応し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はそ の設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行うものとする。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき。 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ を受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切 に提供するものとする。 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及 び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>
<p>※ 国のことなので、不要</p>	<p>第二十九条（国立大学に附属して設置される学校に係る対応） 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を いう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲 げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなけ ればならない。 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置す る国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用す る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他 の必要な措置を講ずるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">いじめ防止対策推進法条文</p> <p>第三十条（公立学校に係る対処） 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">東京都いじめ問題調査委員会、対応等</p> <p>第十二条（東京都いじめ問題調査委員会の設置等） 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合にあって、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。 2 調査委員会は、知事の諮問に依り、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、知事が任命する委員十人以上以内をもって組織する。 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。 7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>
<p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属される学校について準用する。 この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>※ 第十二条で、私立学校も含めて、再調査に関する附属機関について規定</p>
<p>第三十一条（私立の学校に係る対処） 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p>	

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	※ 都にはないので不要
いじめ防止対策推進法条文	<p>第三十二条（学校設置会社の学校に係る対応） 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があるとき、は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは、「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。</p>
※ 法の直接適用	<p>第三十三条（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対応に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>
※ 法の直接適用	<p>第三十四条（学校評価における留意事項） 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにならなければならない。</p>
※ 法の直接適用	<p>第三十五条（高等専門学校における措置） 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対応のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
※ 法の直接適用	<p>第十三条（委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。</p>

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
附則	附則	附則	附則
<p>第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p> <p>第二条（検討） いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。</p>	<p>附 則（平成二十六年六月二十日法律第七十六号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>（政令への委任） 第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十八年五月二十日法律第四十七号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（平成二十八年条例第二十八号） この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条までの規定は、平成二十六年八月一日から施行する。</p> <p>※ 法及び国のことなので不要</p>

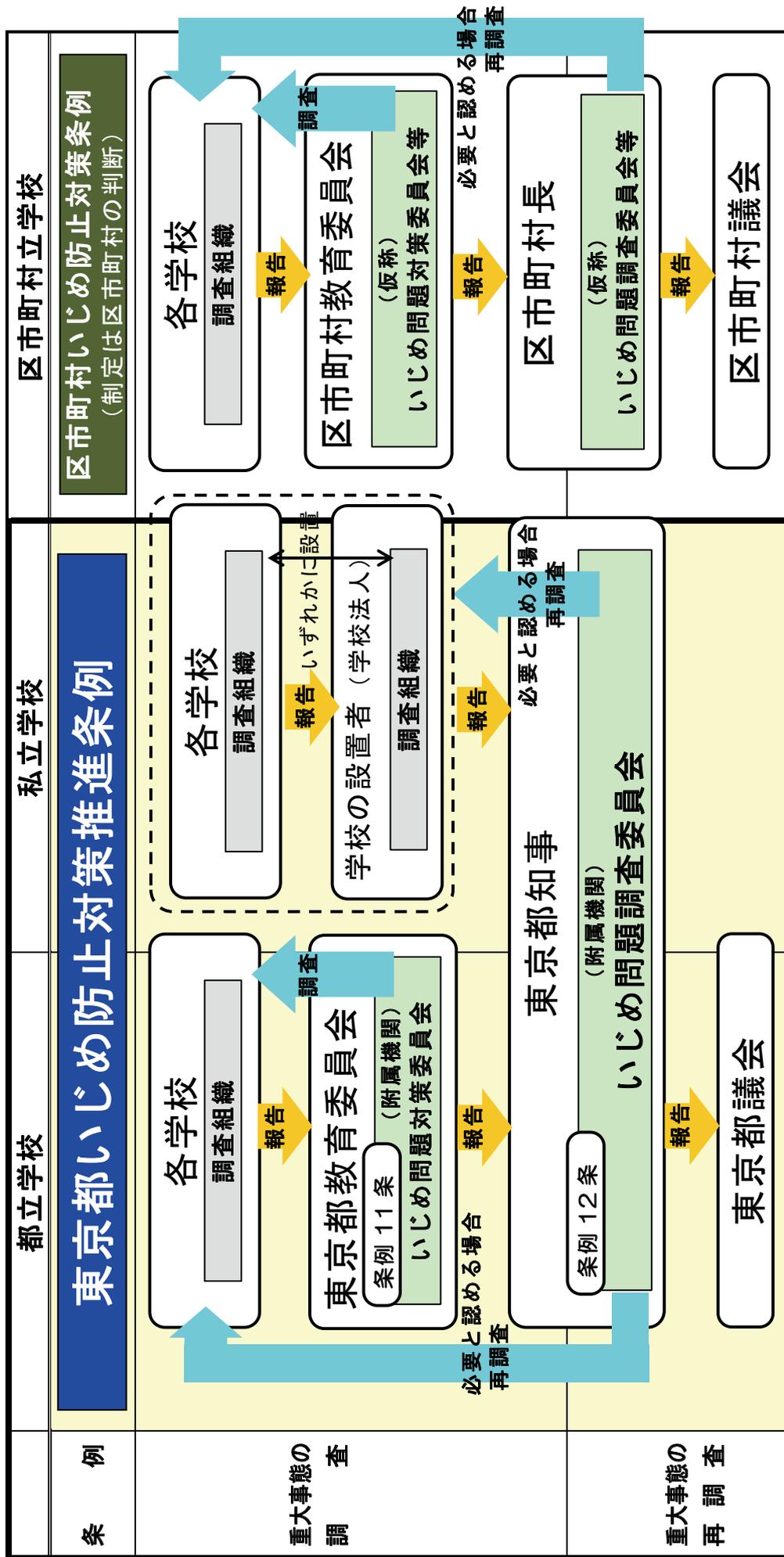
いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について

いじめ防止対策推進法	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	いじめの禁止
第6条	地方公共団体の責務
第7条	学校の設置者の責務
第8条	学校及び学校の教職員の責務
第9条	保護者の責務等
第12条	地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。
第14条1項	いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
第14条2項	教育委員会に附属機関を置くことができる。
第28条1項	学校の設置者又は学校は、重大事態に関する調査を行うとともに、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。
第30条1項	地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けるなどにより、この調査の結果について再調査を行うことができる。
第31条1項	
第31条2項	
法を直接適用する義務規定	
【地方公共団体】 ■ 通報・相談体制の整備 (16条2) ■ 連携体制の整備 (17条) ■ 人材の確保及び質向上 (18条1) ■ インターネットによるいじめに対処する体制の整備 (19条2) ■ いじめ防止対策の調査研究、検証、成果の普及 (20条) ■ 相談・救済制度等の広報・啓発 (21条) ■ 学校相互間の連携協力体制の整備 (27条) ■ 再調査結果の議会への報告 (30条3) ■ 再調査結果を踏まえた必要な措置 (30条5・31条3) 【学校の設置者】 ■ 学校の支援、必要な措置・調査 (24条) ■ 出席停止制度の適正な運用 (26条) ■ 学校の重大事態の調査への指導・支援 (28条3) ■ 適正な学校評価 (34条) 【学校の設置者及び学校】 ■ 道徳教育及び体験活動の充実 (15条1) ■ 児童等の自主的活動の支援、児童等及び保護者への啓発 (15条2) ■ 定期的な調査 (16条1) ■ 相談体制の整備 (16条3) ■ いじめを受けた児童等の権利擁護 (16条4) ■ 教職員研修の計画的実施 (18条2) ■ インターネットによるいじめに対する啓発活動 (19条1) 【学校の設置者又は学校】 ■ 重大事態の調査、調査結果の保護者への提供 (28条1・2) 【学校】 ■ いじめ防止基本方針の策定 (13条) ■ いじめ防止等の対策のための組織の設置 (22条) ■ いじめに対処する措置 (23条) ■ 校長及び教員による懲戒 (25条)	

東京都いじめ防止対策推進条例	
第1条	目的 ● いじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第2条	定義 ※ 下記参照
第3条	基本理念 ● 学校の内外を問わずいじめが行われなくすることを旨とした社会全体の取組
第4条	いじめの禁止 ● 児童等は、いじめを行ってはならない。
第5条	都の責務 ● いじめ防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第6条	学校の設置者の責務 ● 設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置
第7条	学校及び教職員の責務 ● 未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対応
第8条	保護者の責務 ● 規範意識を養うための指導等
第9条	東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 ● いじめ防止等対策の基本的な考え方、対策推進に必要な事項
第10条	東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 [常設] 《対象：公立学校・私立学校》 【目的】 公立学校・私立学校のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。 【協議内容】 ○ 都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項 ○ いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携に関する事項 など 【構成】 学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者
第11条	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）の設置 [常設] 《対象：公立学校》 【所掌事項】 ○ 公立学校におけるいじめ防止等の対策についての調査・審議・都教育委員会への啓申 ○ 公立学校における 重大事態 についての調査、調査結果の教育委員会への報告 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 10人以内 【任期】 2年 ※ 私立学校における重大事態については、法第28条1項の規定により、学校の設置者又は学校の下に組織を設置し、調査を行う。 東京都いじめ問題調査委員会（知事の附属機関）の設置 [必要があるときに設置できる] 《対象：都立学校・私立学校》
第12条	【所掌事項】 ○ 東京都教育委員会、学校法人、都立学校、私立学校が行った 重大事態調査の再調査 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で「都教育委員会いじめ問題対策委員会（11条）」の委員など関係者以外の者 10人以内 【任期】 知事が任命したときから再調査が終了する時まで ○ 学校、学校の設置者等の再調査への協力 ○ 設置したときの都議会への報告
第13条	委任 ● 必要な事項は知事又は教育委員会が定める。
附 則	施行期日 ● 公布の日から施行（ただし、第10条～第12条は、平成26年8月1日施行）

※【いじめの定義】 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町立学校・区市町立学校の関係



東京都いじめ問題対策連絡協議会

条例 10 条

- 都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- いじめ防止等に関する機関及び団体との連携に関する事項

東京都におけるいじめの防止等の対策の概要

いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 6 月公布、9 月施行)

【概要】

第 1 章 総則

- 目的
いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進
- 定義
- 基本理念
国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び学校の教職員・保護者の責務等を規定

第 2 章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の「基本方針」策定
- 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

第 3 章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
- 国及び地方公共団体が講ずべき基本施策

第 4 章 いじめの防止等に関する措置

- 学校における組織の設置
- いじめへの対応、関係機関との連携
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用

第 5 章 重大事態への対処

- 学校の組織設置と調査の実施
- 調査結果の児童等及び保護者への情報提供
- 学校による教育委員会を通じた首長への報告
- 地方公共団体の長が必要と認めるときの再調査

第 6 章 雑則

- 学校評価における留意事項

いじめの防止のための基本的な方針

(平成 25 年 10 月策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【内容】

国・地方公共団体・学校等の施策

東京都いじめ防止対策推進条例 (平成 26 年 7 月公布・一部施行、8 月 1 日全面施行)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

都、学校の設置者、公立・私立の小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚園を除く)

◆ 法を踏まえた規定

- 目的 (1 条) ○ 定義 (2 条) ○ 基本理念 (3 条)
- いじめの禁止 (4 条) ○ 都の責務 (5 条)
- 学校の設置者の責務 (6 条)
- 学校及び教職員の責務 (7 条)
- 保護者の責務 (8 条)

◆ 法の「努力義務」「できる規定」に関する規定

- 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 (9 条)
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 (10 条)
- 都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 (11 条)
- 東京都いじめ問題調査委員会の設置 (12 条)

東京都いじめ防止対策推進基本方針

(平成 26 年 7 月 10 日策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

公立学校・私立学校

◆ いじめ問題への基本的な考え方

- いじめを許さない学校づくり
- 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- 教員の指導力向上と組織的対応
- 保護者・地域・関係機関等との連携

◆ 学校における取組

- 「学校いじめ基本方針」の策定 ○ 組織等の設置
- いじめ防止に関する取組

東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】 (平成 28 年 2 月 9 日策定)

【目的】 都教育委員会・区市町村教育委員会、学校の対策の一層の推進

【対象】 公立学校

ポイント

1 軽微ないじめも見逃さない
《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
《学校教育相談体制の充実》

4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
《保護者との信頼関係に基づく対応》

6 社会全体の力を結集し、いじめに对峙する
《地域、関係機関等との連携》

【段階 1】未然防止
～いじめを生まない、許さない学校づくり～

【段階 2】早期発見
～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

【段階 3】早期対応
～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

【段階 4】重大事態への対処
～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

この「いじめ総合対策【第2次】」の第1部「学校の取組」は、東京都教育委員会の附属機関である「第1期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置）から、平成28年7月28日に答申された「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」を踏まえて、東京都教育委員会で策定したものである。

第1期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

(任期：平成26年8月1日から平成28年7月31日まで)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委員長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	滝 充	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官	
	鈴木 高弘	元東京都立足立新田高等学校長 元専修大学附属高等学校長	
区市町村教育委員会	三田 一則	豊島区教育委員会教育長	
医療	市川 宏伸	東京医科歯科大学精神科非常勤講師	
心理	石川 悦子	一般社団法人東京臨床心理士会副会長	委員長 職務代理者
福祉	長汐 道枝	府中市教育委員会スクールソーシャルワーカー 臨床発達心理士・社会福祉士	
法律	三坂 彰彦	高木法律事務所弁護士 東京弁護士会子ども的人権と少年法に関する特別委員会委員	
警察	古郷 氏郎	警視庁生活安全部管理官	(平成27年 8月24日まで)
	庄司 隆		(平成27年 9月29日から)

いじめ総合対策【第2次】 <上巻> 学校の取組編

東京都教育委員会印刷物登録 平成28年度第213号（東京都教育委員会刊行物）

平成29年3月 発行

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)6888（直通）

東京都教職員研修センター研修部教育開発課

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号

電話 03(5802)0306（直通）

印刷 株式会社アイネット

所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目16番21号

電話 03(3549)5600

